

地方公共団体金融機構

第 7 1 回 代表者会議

令和 5 年 6 月 3 0 日 (金) 1 5 時 0 0 分
地方公共団体金融機構 第一特別会議室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 令和 4 年度決算
- (2) 会計監査人の選任
- (3) その他報告事項

3 閉会

地方公共団体金融機構 第 7 1 回代表者会議 配付資料

議案 1 令和 4 年度決算

事業報告書

財 務 諸 表

決算報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和 4 年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

資料 1 令和 4 年度地方公共団体金融機構事業の概況

資料 2 令和 4 年度地方公共団体金融機構決算の概要

資料 3 令和 4 年度内部統制報告書

資料 4 第 4 1 回経営審議委員会意見書

議案 2 会計監査人の選任について

その他報告事項

報告 1 第 4 0 回経営審議委員会意見書（R 5. 3）に係る対応

報告 2 令和 4 年度末貸付債権残高の状況及び健全化指標による分類

報告 3 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（令和 5 年度）

報告 4 e ラーニングについて

報告 5 サステナビリティに関する取組について

令和 4 年 度 決 算

事 業 報 告 書

財 務 諸 表

決 算 報 告 書

地方公共団体金融機構

令和4年度

地方公共団体金融機構
事業報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

地方公共団体金融機構

目 次

I 地方公共団体金融機構の概要

1. 設立年月日	1
2. 根拠法	1
3. 目的	1
4. 所在地	1
5. 役員	1
6. 職員数	1
7. 資本金	1

II 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

1. 代表者会議	2
2. 経営審議委員会	2

III 令和4年度の業務の概要

1. 貸付業務	4
2. 地方支援業務	8
3. 資金調達業務	9
4. 公営競技納付金の概況	15
5. 新型コロナウイルス感染症への対応	15

(参考) 組織図及び事務分掌	16
----------------------	----

I 地方公共団体金融機構の概要（令和 5 年 3 月現在）

1. 設立年月日

平成 20 年 8 月 1 日（平成 21 年 6 月 1 日改組）

2. 根拠法

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）

3. 目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

4. 所在地

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号 市政会館

5. 役員

理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 2 名、監事 2 名
（うち監事 1 名は非常勤）

6. 職員数

88 人

7. 資本金

166 億 210 万円（全都道府県、市区町村等による出資）

Ⅱ 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

1. 代表者会議

代表者会議は、機構の最高意思決定機関として設けられており、次に掲げる事項を議決する。

- ①定款の変更
- ②業務方法書の作成又は変更
- ③予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④決算
- ⑤役員の報酬及び退職金
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、代表者会議は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意、会計監査人の選任も行うこととされている。

なお、代表者会議の委員は下記のとおりであり、令和4年度においては、合計3回の代表者会議が開催されている。(第1表参照)

区分	氏名	役職	備考
地方公共 団体の代 表者	河野 俊嗣	宮崎県知事	議長
	牛越 徹	長野県大町市長	
	荒木 泰臣	熊本県嘉島町長	
外部の学 識経験者	小幡 純子	日本大学大学院法務研究科 (法科大学院) 教授	
	神野 直彦	東京大学名誉教授	
	池田 晃治	株式会社ひろぎんホールデ ィングス 代表取締役会長	

(令和5年3月31日現在)

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、外部有識者による審議機関、機構の業務に関するチェック機関として設けられており、理事長は次に掲げる事項について経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

- ①業務方法書の作成又は変更
- ②予算及び事業計画の作成又は変更
- ③決算
- ④地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
- ⑤一時借入金の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項

⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、経営審議委員会は、機構の業務について理事長の諮問に応じ又は自ら必要と認める事項について、理事長に建議を行うことができる。

なお、経営審議委員会の委員は下記のとおりであり、令和4年度においては、合計3回の経営審議委員会が開催されている。(第2表参照)

氏名	役職	備考
三谷 隆博	短資協会会長	委員長
鈴木 豊	学校法人青山学院常任監事 青山学院大学名誉教授	
勢一 智子	西南学院大学教授	
米田 保晴	信州大学名誉教授	
玉沖 仁美	㈱紡代表取締役	
上崎 正則	前㈱時事通信社取締役	

(令和5年3月31日現在)

第1表 代表者会議の開催状況

回数	年月日	概要
第68回	令和4年 6月29日	・令和3年度決算 ・会計監査人の選任 ・役員の任命及び兼職の承認 ・経営審議委員会委員の任命 ・役員の任命の同意
第69回	令和4年 9月28日	・役員の任命及び任命の同意
第70回	令和5年 3月14日	・令和5年度事業計画 ・令和5年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

第2表 経営審議委員会の開催状況

回数	年月日	概要
第38回	令和4年 6月16日	・令和3年度決算
第39回	令和4年 8月1日	・委員長の互選
第40回	令和5年 3月3日	・令和5年度事業計画 ・令和5年度予算

Ⅲ 令和４年度の業務の概要

１．貸付業務

〔地方債計画の概要〕

令和４年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定された。

また、令和４年度国の補正予算（第２号）に伴う補正予算債等の追加に対応するため、令和４年１２月２７日に改正された。

その結果、令和４年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額１１兆６,２４３億円とされ、そのうち一般会計債は５兆７,８４４億円、公営企業債は２兆８,００２億円、臨時財政対策債は１兆７,８０５億円、補正予算債は１兆１,７９２億円が計上された。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債及び補正予算債について、１兆８,１６２億円が計上された。

（第３表参照）

〔貸付けの状況〕

（１）長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、１２,６９４件、１兆５,８８５億６２百万円の貸付けを行った。（第４表参照）

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、６２.８％を占めている。（第５表参照）

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかった。

（２）短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかった。

（３）受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、３１億４７百万円の貸付けを行った。

第3表 令和4年度地方債計画資金区分（改正後）

（単位：億円）

項 目		令和4年度地方債計画			
		合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一	一般会計債				
1	公共事業等	15,905	4,912	361	10,632
2	公営住宅建設事業	1,098	368	125	605
3	災害復旧事業	2,209	2,209	0	0
4	教育・福祉施設等整備事業	3,707	1,693	347	1,667
	(1) 学校教育施設等	1,454	800	146	508
	(2) 社会福祉施設	367	72	91	204
	(3) 一般廃棄物処理	807	559	110	138
	(4) 一般補助施設等	542	262	0	280
	(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5	一般単独事業	28,014	926	6,186	20,902
	(1) 一般	2,412	0	83	2,329
	(2) 地域活性化	690	0	86	604
	(3) 防災対策	871	126	138	607
	(4) 地方道路等	3,221	0	303	2,918
	(5) 旧合併特例	5,500	0	803	4,697
	(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
	(7) 公共施設等適正管理	5,220	100	2,088	3,032
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
6	辺地及び過疎対策事業	5,766	5,010	750	6
	(1) 辺地対策	534	518	16	0
	(2) 過疎対策	5,232	4,492	734	6
7	公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8	行政改革推進	700	0	0	700
9	調 整	100	0	0	100
	計	57,844	15,118	7,769	34,957
二	公営企業債				
1	水道事業	6,408	2,909	2,424	1,075
2	工業用水道事業	350	0	90	260
3	交通事業	2,001	153	401	1,447
4	電気事業・ガス事業	288	0	74	214
5	港湾整備事業	689	209	29	451
6	病院事業・介護サービス事業	4,193	755	1,313	2,125
7	市場事業・と畜場事業	434	0	37	397
8	地域開発事業	840	0	0	840
9	下水道事業	12,721	4,720	3,467	4,534
10	観光その他事業	78	0	4	74
	計	28,002	8,746	7,839	11,417
	合 計	85,846	23,864	15,608	46,374
三	臨時財政対策債	17,805	4,095	2,350	11,360
四	退職手当債	800	0	0	800
五	補正予算債	11,792	5,950	204	5,638
	総 計	116,243	33,909	18,162	64,172

第4表 令和4年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	32,015	43,316	2.7
公営住宅事業	11,234	10,992	0.7
学校教育施設等整備事業	6,622	15,477	1.0
社会福祉施設整備事業	7,973	7,264	0.5
一般廃棄物処理事業	5,691	8,143	0.5
一般補助施設整備等事業	0	385	0.0
一般事業	5,845	5,314	0.3
地域活性化事業	8,521	12,481	0.8
防災対策事業	11,574	11,667	0.7
地方道路等整備事業	22,462	22,722	1.4
合併特例事業	84,303	79,163	5.0
緊急防災・減災事業	128,467	122,739	7.7
公共施設等適正管理推進事業	106,481	128,604	8.1
緊急自然災害防止対策事業	96,048	125,378	7.9
辺地対策事業	1,600	65	0.0
過疎対策事業	65,587	61,927	3.9
計	594,423	655,636	41.3
臨時財政対策債	383,437	283,819	17.9
(一般会計債等分計)	977,859	939,455	59.1
公営企業債			
水道事業(上水道)	193,557	176,038	11.1
(簡易水道)	8,537	6,242	0.4
交通事業(一般交通)	2,719	2,388	0.2
(都市高速鉄道)	29,580	37,668	2.4
病院事業	109,232	102,077	6.4
下水道事業	320,357	299,733	18.9
工業用水道事業	7,929	6,470	0.4
電気事業	5,282	4,086	0.3
ガス事業	1,402	860	0.1
介護サービス事業	1,424	1,750	0.1
市場事業	7,612	6,748	0.4
と畜場事業	167	130	0.0
駐車場事業	381	177	0.0
小計	688,181	644,367	40.6
港湾整備事業	2,390	2,207	0.1
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1,570	2,533	0.2
小計	3,960	4,740	0.3
計	692,141	649,107	40.9
合 計	1,670,000	1,588,562	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第5表 令和4年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	278,473	17.5
政令指定都市	99,105	6.2
市及び特別区	998,182	62.8
町村	173,075	10.9
企業団・組合等	39,727	2.5
計	1,588,562	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

〔元利金回収及び貸付残高の状況〕

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っている。令和4年度の回収状況は、第6表のとおりである。長期貸付については、定期償還として元金458,969件、1兆8,177億47百万円、利息522,929件、2,006億28百万円を収納した。

また、繰上償還として元金294件、214億34百万円及びこれに伴う経過利息68件、4百万円を収納した。繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等である。

令和5年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は252,148件、23兆3,002億円で、その事業別残高は第7表のとおりである。

また、令和5年3月末における受託貸付残高は17,055件、2,298億70百万円である。

第6表 令和4年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	458,846	1,813,930	522,806	200,455
公社貸付	123	3,817	123	172
計	458,969	1,817,747	522,929	200,628
長期貸付繰上償還				
一般貸付	294	21,434	68	4
公社貸付	－	－	－	－
計	294	21,434	68	4
同意(許可)前貸付償還	－	－	－	－
短期貸付償還	－	－	－	－
計	459,263	1,839,180	522,997	200,632

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第7表 令和4年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	519,483	2.2	水道事業	2,969,858	12.8
公営住宅事業	195,513	0.8	一般交通事業	14,848	0.1
全国防災事業	102,038	0.4	都市高速鉄道事業	697,961	3.0
学校教育施設等整備事業	97,044	0.4	病院事業	1,152,301	5.0
社会福祉施設整備事業	110,706	0.5	下水道事業	6,640,851	28.5
一般廃棄物処理事業	56,319	0.2	工業用水道事業	147,886	0.6
一般事業	80,654	0.4	電気事業	47,967	0.2
臨時河川等整備事業	9,434	0.0	ガス事業	18,065	0.1
臨時高等学校整備事業	5,220	0.0	港湾整備事業	35,218	0.2
臨時地方道整備事業	260,923	1.1	介護サービス事業	17,777	0.1
地域活性化事業	90,178	0.4	市場事業	107,012	0.5
防災対策事業	169,666	0.7	と畜場事業	6,397	0.0
地方道路等整備事業	460,490	2.0	観光施設事業	4,232	0.0
合併特例事業	1,085,652	4.7	駐車場事業	8,800	0.0
緊急防災・減災事業	835,973	3.6	産業廃棄物処理事業	46	0.0
公共施設最適化事業	18,202	0.1	一般貸付計	23,293,116	100.0
公共施設等適正管理推進事業	394,437	1.7	道路公社	7,085	0.0
緊急自然災害防止対策事業	277,428	1.2	公社貸付計	7,085	0.0
辺地対策事業	65	0.0	合 計	23,300,200	100.0
過疎対策事業	162,893	0.7			
一般補助施設整備等事業	5,825	0.0			
臨時財政対策債	5,962,785	25.6			
減収補填債	522,968	2.2			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

2. 地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施した。

① 調査研究

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施した。調査研究事業については、その成果をフォーラムなどにより地方公共団体等に還元した。

また、国を含む専門機関等と連携して、地域金融、地方財政等、諸外国の地方財政制度等に関する調査研究を実施した。

② 人材育成・実務支援

総務省との共同事業として、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用及び公共施設等総合管理計画の見直し・実行の4つの支援分野に対し、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業については、約720件の申請を受け、1,900回を超える派遣を実施した。

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーや、資金調達・資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とした研修について、約3年ぶりに集合研修で実施した。また、多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングによる研修も実施し、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供した。さらに、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにした。eラーニングについては、全講義の合計でのべ約8,000人の受講申込みを受けた。

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施する出前講座については、講師派遣及びWeb会議システムの方法により42件実施した。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、専門的なアドバイスを実施する実務支援は、電話、メール、講師派遣及びWeb会議システム等の方法により58件実施した。

③ 情報発信

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、利活用促進のために、New Octagonの活用を含む財政分析に関するeラーニングコンテンツを開発した。また、先進事例検索システムについては、地方公務員の働き方改革など新たな出典も含め、総務省等において公表された事例を258件追加するなど充実を図った。

さらに、「情報プラットフォーム」のページにおいて、地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約し、発信するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め提供した。

3. 資金調達業務

令和4年度の資金調達総額は、当初計画比77億円減の1兆7,923億円

（発行価額ベース。以下同じ。）となった。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債3,100億円、同20年債1,300億円、同5年債320億円、同30年債200億円、FLIP債3,730億円、MTNプログラム2,703億円（円換算後）となっている。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債2,500億円、20年債2,800億円となっている。

その他、長期借入による調達を1,270億円行っている。

この結果、令和4年度末において機構債券の発行残高は、19兆6,302億円、借入金の借入残高は長期借入金5,265億円となっている。

なお、令和4年度の機構債券の発行条件等は、第8表及び第9表のとおりである。

（注）億円未満切り捨てで表示しております。

第8表 令和4年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第155回	10年	300	0.304	100	R4.4.21	R14.4.28
第156回	10年	300	0.299	100	R4.5.24	R14.5.28
第157回	10年	300	0.314	100	R4.6.20	R14.6.28
第158回	10年	250	0.364	100	R4.7.22	R14.7.28
第159回	10年	250	0.295	100	R4.8.19	R14.8.27
第160回	10年	250	0.384	100	R4.9.20	R14.9.28
第161回	10年	260	0.449	100	R4.10.21	R14.10.28
第162回	10年	260	0.449	100	R4.11.17	R14.11.26
第163回	10年	240	0.554	100	R4.12.20	R14.12.28
第164回	10年	250	0.804	100	R5.1.23	R15.1.28
第165回	10年	200	0.740	100	R5.2.20	R15.2.28
第166回	10年	240	0.750	100	R5.3.20	R15.3.28
第97回	20年	150	0.772	100	R4.4.21	R24.4.28
第98回	20年	200	0.796	100	R4.6.20	R24.6.27
第99回	20年	200	0.944	100	R4.7.22	R24.7.28
第100回	20年	150	0.947	100	R4.9.20	R24.9.26
第101回	20年	180	1.114	100	R4.10.21	R24.10.28
第102回	20年	180	1.172	100	R4.12.20	R24.12.26
第103回	20年	240	1.433	100	R5.1.23	R25.1.28
第31回	5年	130	0.115	100	R4.7.22	R9.7.28
第32回	5年	190	0.249	100	R4.12.20	R9.12.28
第15回	30年	100	1.055	100	R4.4.21	R34.4.26
第16回	30年	100	1.467	100	R4.10.21	R34.10.28
F670回	5年	200	0.085	100	R4.4.26	R9.5.26

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F671回	9年	200	0.293	100	R4.4.26	R13.3.20
F672回	11年	30	0.328	100	R4.4.26	R15.2.25
F673回	13年	30	0.430	100	R4.4.26	R17.3.26
F674回	7年	100	0.218	100	R4.4.27	R11.4.26
F675回	9年	30	0.292	100	R4.4.27	R13.10.27
F676回	11年	30	0.328	100	R4.4.27	R14.11.25
F677回	11年	30	0.328	100	R4.4.27	R14.11.26
F678回	21年	30	0.808	100	R4.4.27	R25.4.27
F679回	11年	30	0.340	100	R4.4.28	R14.11.26
F680回	13年	30	0.449	100	R4.4.28	R17.3.28
F681回	19年	30	0.752	100	R4.4.28	R23.4.26
F682回	9年	60	0.273	100	R4.5.31	R13.5.29
F683回	19年	30	0.721	100	R4.5.31	R23.5.30
F684回	5年	50	0.116	100	R4.6.24	R9.8.24
F685回	14年	60	0.672	100	R4.6.24	R18.12.24
F686回	15年	30	0.711	100	R4.6.24	R19.12.24
F687回	12年	30	0.525	100	R4.7.27	R17.1.26
F688回	15年	40	0.669	100	R4.7.27	R19.7.24
F689回	15年	40	0.669	100	R4.7.27	R19.7.27
F690回	8年	60	0.313	100	R4.7.28	R12.7.26
F691回	15年	30	0.679	100	R4.7.28	R19.7.28
F692回	19年	30	0.911	100	R4.7.28	R24.1.28
F693回	7年	60	0.279	100	R4.9.27	R11.9.27
F694回	5年	50	0.180	100	R4.9.29	R9.11.29
F695回	7年	200	0.305	100	R4.9.29	R11.9.27
F696回	6年	30	0.249	100	R4.10.26	R10.10.25
F697回	7年	200	0.353	100	R4.10.26	R11.9.26
F698回	11年	30	0.592	100	R4.10.26	R15.5.26
F699回	6年	30	0.264	100	R4.10.27	R10.10.26
F700回	9年	100	0.449	100	R4.10.27	R13.10.27
F701回	12年	30	0.762	100	R4.10.27	R17.3.27
F702回	15年	30	0.905	100	R4.10.27	R19.10.27
F703回	6年	30	0.298	100	R4.10.28	R10.10.27
F704回	8年	30	0.442	100	R4.10.28	R12.6.20
F705回	11年	30	0.714	100	R4.10.28	R16.3.23
F706回	11年	30	0.714	100	R4.10.28	R16.3.24
F707回	11年	30	0.714	100	R4.10.28	R16.3.27
F708回	3年	50	0.048	100	R4.11.24	R7.6.24
F709回	8年	40	0.365	100	R4.11.24	R12.11.22

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F710回	15年	30	0.891	100	R4.11.24	R19.11.24
F711回	8年	30	0.362	100	R4.11.25	R13.3.25
F712回	11年	30	0.553	100	R4.11.25	R15.6.24
F713回	7年	40	0.286	100	R4.11.28	R11.11.28
F714回	9年	40	0.393	100	R4.11.28	R13.11.27
F715回	11年	30	0.627	100	R4.11.28	R16.3.27
F716回	5年	50	0.253	100	R4.12.22	R10.2.22
F717回	9年	100	0.533	100	R4.12.22	R13.12.22
F718回	15年	35	0.919	100	R4.12.22	R19.12.22
F719回	7年	200	0.568	100	R5.2.24	R11.12.24
F720回	15年	55	1.137	100	R5.2.24	R20.2.24
F721回	19年	30	1.347	100	R5.2.24	R24.6.24
F722回	20年	30	1.371	100	R5.2.24	R25.2.24
F723回	30年	30	1.579	100	R5.2.24	R35.3.24
F724回	3年	200	0.100	100	R5.2.27	R8.2.25
F725回	3年	240	0.100	100	R5.2.27	R8.2.26
F726回	6年	30	0.465	100	R5.2.27	R11.2.27
F727回	7年	50	0.562	100	R5.2.27	R12.2.27
F728回	9年	30	0.744	100	R5.2.27	R14.2.26
F729回	19年	30	1.353	100	R5.2.27	R24.2.27
F730回	20年	45	1.095	100	R5.3.23	R25.3.23
F731回	5年	50	0.281	100	R5.3.31	R10.5.30
F732回	20年	35	1.196	100	R5.3.24	R25.3.24
F733回	20年	60	1.161	100	R5.3.27	R25.3.27

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTNプログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨 (mm)	円換算後 (億円) ※				
第93回	5年	ユーロ	36	2.229	100	R4.7.5	R9.7.5
第94回	3年	豪ドル	53	3.600	99.99	R4.7.25	R7.7.24
第95回	6年	ユーロ	35	1.957	100	R4.7.26	R10.7.26
第96回	5年	ユーロ	1,734	2.375	99.544	R4.9.8	R9.9.8
第97回	5年	米ドル	24	3.720	99.99	R4.9.28	R9.9.28
第98回	5年	豪ドル	53	4.180	99.99	R4.9.28	R9.9.28
第99回	5年	米ドル	37	SOFR+73bp	100	R4.10.26	R9.10.26
第100回	5年	豪ドル	19	3.750	99.99	R5.2.2	R10.1.20
第101回	5年	ユーロ	711	3.375	99.810	R5.2.22	R10.2.22

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第147回	10年	200	0.334	100	R4.4.22	R14.4.22
A号第148回	10年	150	0.329	100	R4.5.25	R14.5.25
A号第149回	10年	150	0.344	100	R4.6.21	R14.6.21
A号第150回	10年	100	0.394	100	R4.7.25	R14.7.23
A号第151回	10年	150	0.325	100	R4.8.22	R14.8.20
A号第152回	10年	100	0.414	100	R4.9.22	R14.9.17
A号第153回	10年	100	0.479	100	R4.10.24	R14.10.22
A号第154回	10年	100	0.479	100	R4.11.18	R14.11.18
A号第155回	10年	100	0.584	100	R4.12.20	R14.12.20
A号第156回	10年	100	0.834	100	R5.1.24	R15.1.24
A号第157回	10年	150	0.770	100	R5.2.21	R15.2.21
A号第158回	10年	100	0.780	100	R5.3.27	R15.3.25
D号第73回	20年	200	0.792	100	R4.4.22	R24.4.22
D号第74回	20年	150	0.797	100	R4.5.25	R24.5.23
D号第75回	20年	150	0.816	100	R4.6.21	R24.6.20
D号第76回	20年	100	0.964	100	R4.7.25	R24.7.25
D号第77回	20年	150	0.841	100	R4.8.22	R24.8.22
D号第78回	20年	100	0.967	100	R4.9.22	R24.9.22
D号第79回	20年	100	1.134	100	R4.10.24	R24.10.24
D号第80回	20年	100	1.269	100	R4.11.18	R24.11.18
D号第81回	20年	100	1.192	100	R4.12.20	R24.12.19
D号第82回	20年	100	1.453	100	R5.1.24	R25.1.23
D号第83回	20年	150	1.424	100	R5.2.21	R25.2.20
D号第84回	20年	100	1.378	100	R5.3.27	R25.3.27

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第78回	10年	55	0.334	100	R4.4.22	R14.4.22
B号第79回	10年	50	0.329	100	R4.5.25	R14.5.25
B号第80回	10年	75	0.344	100	R4.6.21	R14.6.21
B号第81回	10年	150	0.394	100	R4.7.25	R14.7.23

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第82回	10年	105	0.325	100	R4. 8. 22	R14. 8. 20
B号第83回	10年	70	0.414	100	R4. 9. 22	R14. 9. 17
B号第84回	10年	55	0.479	100	R4. 10. 24	R14. 10. 22
B号第85回	10年	75	0.479	100	R4. 11. 18	R14. 11. 18
B号第86回	10年	70	0.584	100	R4. 12. 20	R14. 12. 20
B号第87回	10年	145	0.834	100	R5. 1. 24	R15. 1. 24
B号第88回	10年	80	0.770	100	R5. 2. 21	R15. 2. 21
B号第89回	10年	70	0.780	100	R5. 3. 27	R15. 3. 25
C号第78回	20年	85	0.792	100	R4. 4. 22	R24. 4. 22
C号第79回	20年	70	0.797	100	R4. 5. 25	R24. 5. 23
C号第80回	20年	100	0.816	100	R4. 6. 21	R24. 6. 20
C号第81回	20年	175	0.964	100	R4. 7. 25	R24. 7. 25
C号第82回	20年	120	0.841	100	R4. 8. 22	R24. 8. 22
C号第83回	20年	95	0.967	100	R4. 9. 22	R24. 9. 22
C号第84回	20年	75	1.134	100	R4. 10. 24	R24. 10. 24
C号第85回	20年	95	1.269	100	R4. 11. 18	R24. 11. 18
C号第86回	20年	95	1.192	100	R4. 12. 20	R24. 12. 19
C号第87回	20年	185	1.453	100	R5. 1. 24	R25. 1. 23
C号第88回	20年	110	1.424	100	R5. 2. 21	R25. 2. 20
C号第89回	20年	95	1.378	100	R5. 3. 27	R25. 3. 27

償還方法：満期一括償還

第9表 令和4年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (年月日)
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	862	0.529	R5. 5. 29～ R6. 3. 15
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	3,995	4,403	0.150	R6. 4. 4～ R22. 3. 16

返済方法：満期一括返済

4. 公営競技納付金の概況

機構は、公営競技納付金を地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を財源として低利な貸付けを実施している。

令和4年度における公営競技納付金(令和3年度開催分に基づく納付金)は、199億97百万円であった。

なお、納付団体数は87団体で、公営競技の開催権を有する団体(191団体：令和3年度)の45.5%であった。

5. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく政府の基本的対処方針等を踏まえ、業務継続及び役職員の健康確保等の観点から、下記の対応を実施した。

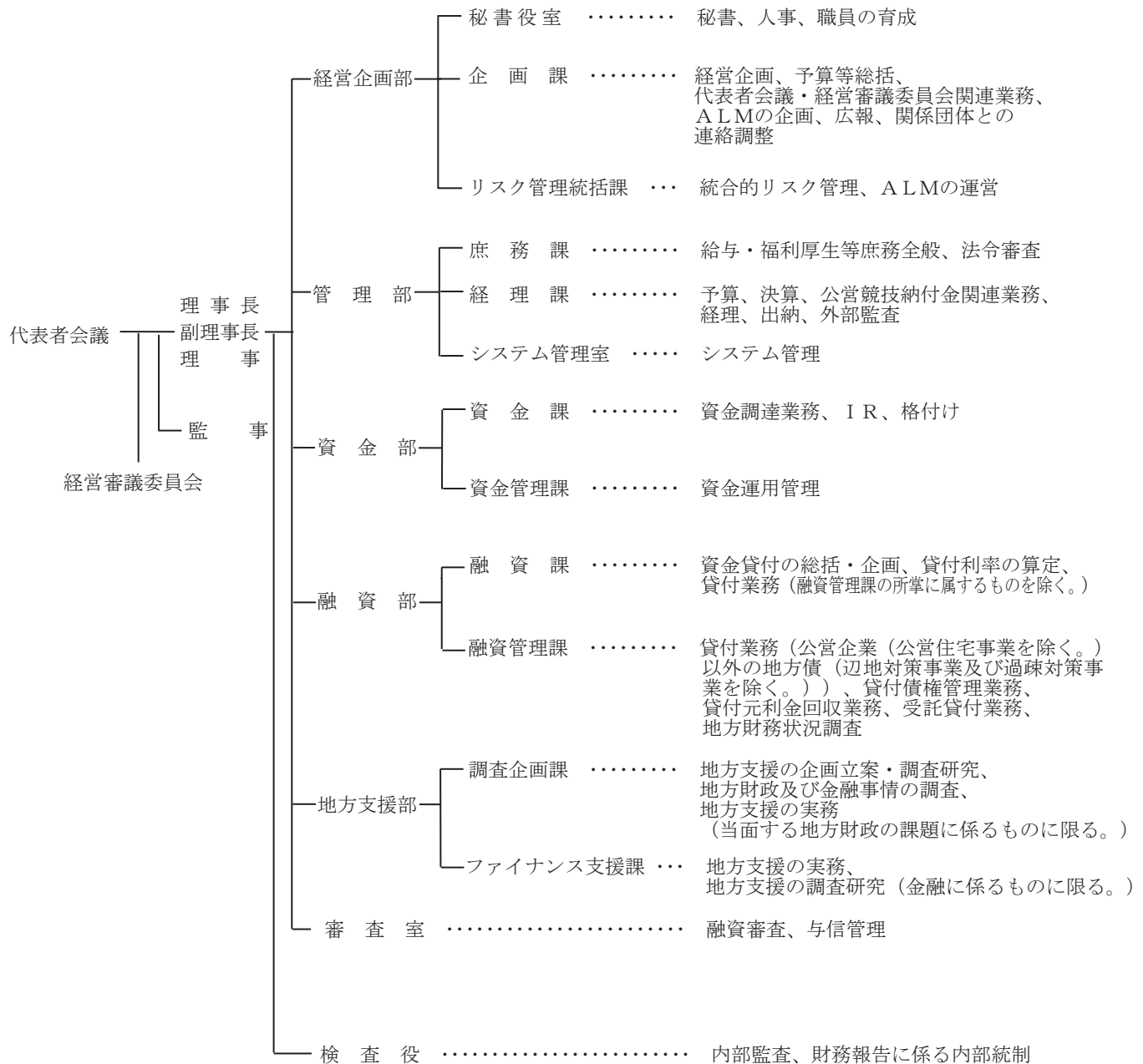
① 出勤者数の抑制及び感染予防対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、出勤者数の抑制を行った。出勤者についても、各自が利用する公共交通機関の混雑状況等を踏まえ、時差出勤を積極的・弾力的に活用した。また、出勤時における検温、手洗い・除菌、マスク着用、執務室の換気、机の距離を離す等、職場における感染予防対策を徹底するとともに、役職員本人又はその同居する家族の希望によりPCR等検査を受けた場合の検査費用(全額)を助成した。

② 業務実施時におけるWeb会議システムの活用

研修事業、出前講座、調査・審査、機構主催の会議、IR、機構内部での打合せ等において、Web会議システムを幅広く活用した。

(参考) 組織図及び事務分掌 (令和5年3月31日現在)



令和 4 年度

地方公共団体金融機構
財 務 諸 表

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 2 1
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 2 2
附属明細書	・ ・ ・ 2 3

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,300,200	債券	19,626,484
有価証券	747,000	借入金	526,500
現金預け金	497,337	金融商品等受入担保金	171,013
金融商品等差入担保金	1,016	その他負債	6,832
その他資産	5,748	賞与引当金	54
有形固定資産	2,795	役員賞与引当金	8
無形固定資産	2,231	退職給付引当金	74
		役員退職慰労引当金	15
		地方公共団体健全化基金	923,873
		基本地方公共団体健全化基金	923,873
		特別法上の準備金等	2,907,523
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	701,566
		利差補てん積立金	5,957
		負債の部合計	24,162,382
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	334,114
		一般勘定積立金	334,114
		評価・換算差額等	△14,579
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	393,946
資産の部合計	24,556,329	負債及び純資産の部合計	24,556,329

損 益 計 算 書

(令和４年４月１日から令和５年３月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	217,989
資金運用収益	201,415
役務取引等収益	71
その他業務収益	81
その他経常収益	16,420
地方公共団体健全化基金受入額	16,410
その他の経常収益	10
経常費用	116,212
資金調達費用	109,678
役務取引等費用	282
その他業務費用	2,424
営業経費	3,826
経常利益	101,776
特別利益	53,192
固定資産処分益	133
公庫債権金利変動準備金取崩額	50,000
利差補てん積立金取崩額	3,059
特別損失	118,890
公庫債権金利変動準備金繰入額	68,890
国庫納付金	50,000
当期純利益	36,079

利益の処分にに関する書類【一般勘定】

(令和5年3月31日)

(単位：百万円)

I 処 分 対 象 利 益		36,079
当 期 純 利 益	36,079	
前 期 繰 越 欠 損 金	-	
II 利 益 処 分 額		
積 立 金	36,079	36,079

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分にに関する書類【管理勘定】

(令和5年3月31日)

(単位：百万円)

I 処 分 対 象 利 益		-
当 期 純 利 益	-	
前 期 繰 越 欠 損 金	-	
II 利 益 処 分 額		
積 立 金	-	-

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和４年４月１日から令和５年３月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16, 602	298, 035	298, 035	314, 637	△4, 342	57, 808	368, 104
当期変動額							
当期純利益	-	36, 079	36, 079	36, 079	-	-	36, 079
出資者資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△10, 236	-	△10, 236
当期変動額合計	-	36, 079	36, 079	36, 079	△10, 236	-	25, 842
当期末残高	16, 602	334, 114	334, 114	350, 716	△14, 579	57, 808	393, 946

キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	36,079
減価償却費	511
資金運用収益	△201,415
資金調達費用	109,678
賞与引当金の減少額	△5
役員賞与引当金の減少額	△1
退職給付引当金の増加額	10
役員退職慰労引当金の増加額	0
地方公共団体健全化基金の減少額	△16,410
公庫債権金利変動準備金の増加額	68,890
利差補てん積立金の減少額	△3,059
貸付金の純増(△)減	250,618
債券の純増減(△)	△477,336
借入金の純増減(△)	127,000
資金運用による収入	201,860
資金調達による支出	△108,678
その他	13,231
営業活動によるキャッシュ・フロー	973
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	2,741,500
有価証券の取得による支出	△2,568,500
有形固定資産の取得による支出	△145
無形固定資産の取得による支出	△534
有形固定資産の売却による収入	555
投資活動によるキャッシュ・フロー	172,875
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△50,000
公営競技納付金による収入	19,997
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,002
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の増加額	143,846
VI 現金及び現金同等物の期首残高	353,491
VII 現金及び現金同等物の期末残高	497,337

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	41 年～47 年	その他	2 年～20 年
----	-----------	-----	----------

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5 年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

14. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和5年度及び令和6年度の2年間で総額1,800億円を国に納付することとなりました。令和5年度においては、「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和5年総務省・財務省令第1号）による改正後の「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号）に基づき、同準備金1,500億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「【貸借対照表に関する注記】2. 貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
 - ・「【金融商品に関する注記】1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

999 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第 40 条第 2 項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 19,626,484 百万円の一般担保に供しております。

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定 36,079 百万円

管理勘定 - 百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和4年度においては「令和3年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年総務省・財務省令第2号）による改正後の「令和4年度から令和6年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）」に基づき、公庫債権金利変動準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【収益認識基準に関する注記】

当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理

委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等の機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリ

スクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・地方交付税の総額確保のため、令和 5 年度に 1,000 億円
- ・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円
- ・上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和 5 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 27,521 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 27,891 百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和 5 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 5,727 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 5,780 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になると、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,300,200	23,626,650	326,449
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	747,000	747,000	—
(3) 現金預け金	497,337	497,337	—
(4) 金融商品等差入担保金	1,016	1,016	—
資産計	24,545,554	24,872,004	326,449
(1) 債券	19,626,484	19,553,561	△72,923
(2) 借入金	526,500	525,123	△1,376
(3) 金融商品等受入担保金	171,013	171,013	—
負債計	20,323,997	20,249,697	△74,300
デリバティブ取引 (*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2) デリバティブ取引 (ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	2,005,257	1,570,017	※3	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	10,000	—	※3	
合計			2,035,257	1,590,017		

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,802,401	1,761,538	1,716,614	1,648,313	1,573,696	6,506,316	6,563,314	1,681,801	46,201
有価証券 満期保有目的 のもの	747,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	497,337	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,335,910	2,012,996	2,069,380	1,367,846	1,782,405	5,555,523	4,080,144	304,000	122,000
借入金	86,200	83,400	88,000	104,500	140,000	20,800	3,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	—	—	23,626,650	23,626,650
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	—	747,000	—	747,000
(3) 現金預け金	—	497,337	—	497,337
(4) 金融商品等差入担保金	—	1,016	—	1,016
資産計	—	1,245,353	23,626,650	24,872,004
(1) 債券	—	19,553,561	—	19,553,561
(2) 借入金	—	525,123	—	525,123
(3) 金融商品等受入担保金	—	171,013	—	171,013
負債計	—	20,249,697	—	20,249,697
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和5年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に

分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報該当なし

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和5年3月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	747,000	747,000	—
	小計	747,000	747,000	—
合計		747,000	747,000	—

（注）譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

（1）ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

〔1〕ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

〔2〕ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

〔3〕ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【退職給付に関する注記】

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	64 百万円
退職給付費用	18 百万円
退職給付の支払額	1 百万円
制度への拠出額	<u>7 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>74 百万円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	189 百万円
年金資産	<u>△174 百万円</u>
	15 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>59 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>74 百万円</u>
退職給付引当金	<u>74 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>74 百万円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	18 百万円
----------------	--------

（令和５年３月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,153,208	4,146,992		23,300,200
有価証券	747,000			747,000
現金預け金	497,337			497,337
金融商品等差入担保金	1,016			1,016
その他資産	3,336	2,411		5,748
有形固定資産	2,795			2,795
無形固定資産	2,231			2,231
一般勘定貸		601,213	△ 601,213	
資産の部合計	20,406,925	4,750,616	△ 601,213	24,556,329
負債の部				
債券	15,643,892	3,982,591		19,626,484
借入金	526,500			526,500
金融商品等受入担保金	171,013			171,013
その他負債	4,140	2,691		6,832
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	74			74
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	923,873			923,873
基本地方公共団体健全化基金	923,873			923,873
管理勘定借	601,213		△ 601,213	
特別法上の準備金等	2,200,000	707,523		2,907,523
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		701,566		701,566
利差補てん積立金		5,957		5,957
負債の部合計	20,070,788	4,692,807	△ 601,213	24,162,382
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	334,114			334,114
一般勘定積立金	334,114			334,114
評価・換算差額等	△ 14,579			△ 14,579
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	336,137	57,808		393,946
負債及び純資産の部合計	20,406,925	4,750,616	△ 601,213	24,556,329

（注）１．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

２．一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第１項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第８項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

３．一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

勘定別情報（損益計算書関係）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	125,769	96,771	△ 4,552	217,989
資金運用収益	108,891	92,524		201,415
役務取引等収益	71			71
その他業務収益	81			81
その他経常収益	16,420			16,420
地方公共団体健全化基金受入額	16,410			16,410
その他の経常収益	10			10
管理勘定事務受託費	305		△ 305	
一般勘定貸受取利息		3	△ 3	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,243	△ 4,243	
経常費用	89,823	30,940	△ 4,552	116,212
資金調達費用	79,124	30,553		109,678
役務取引等費用	207	74		282
その他業務費用	2,424			2,424
営業経費	3,819	7		3,826
管理勘定借支払利息	3		△ 3	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,243		△ 4,243	
一般勘定事務委託費		305	△ 305	
経常利益	35,945	65,830	-	101,776
特別利益	133	53,059	-	53,192
固定資産処分益	133			133
公庫債権金利変動準備金取崩額		50,000		50,000
利差補てん積立金取崩額		3,059		3,059
特別損失	-	118,890	-	118,890
公庫債権金利変動準備金繰入額		68,890		68,890
国庫納付金		50,000		50,000
当期純利益	36,079	-	-	36,079

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,196	-	186	1,010	495	20	515
土地	1,659	-	327	1,332	-	-	1,332
その他の有形固定資産	669	784	1	1,452	504	118	947
有形固定資産計	3,525	784	515	3,795	999	139	2,795
無形固定資産							
ソフトウェア	1,816	475	216	2,075	997	372	1,077
その他の無形固定資産	2	1,153	2	1,153	-	-	1,153
無形固定資産計	1,819	1,628	219	3,229	997	372	2,231

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第35回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月23日 ～令和2年1月21日	3,305,000	2,815,000 (680,000)	0.001 ～0.977	10年
政府保証債（国内債） 8年第4回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成27年7月30日 ～平成29年2月24日	220,032	220,019 (100,000)	0.001 ～0.311	8年
政府保証債（国内債） 6年第18回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成28年5月30日 ～平成28年10月28日	200,036	-	0.001	6年
政府保証債（国内債） 4年第11回～第13回地方公共団体金融機構債券	令和2年8月28日 ～令和3年8月26日	220,388	220,262	0.001	4年
非政府保証公募債 5年第21回～第32回地方公共団体金融機構債券	平成29年4月20日 ～令和4年12月20日	135,000	137,000 (20,000)	0.001 ～0.249	5年
非政府保証公募債 第35回～第166回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～令和5年3月20日	3,375,000	3,200,000 (415,000)	0.049 ～1.006	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第103回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和5年1月23日	1,890,000	2,020,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第16回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和4年10月21日	180,000	200,000	0.446 ～1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年

非政府保証公募債 F 2 ～ 6、8 ～ 11、13 ～ 14、16、24、 28 ～ 29、37、42 ～ 43、45 ～ 47、49、 51 ～ 52、54 ～ 56、59 ～ 68、71 ～ 73、 75 ～ 80、82 ～ 85、87 ～ 90、92 ～ 93、 95 ～ 98、100 ～ 109、112、115 ～ 12 5、127 ～ 134、136 ～ 139、142 ～ 14 3、145 ～ 152、155 ～ 164、166 ～ 16 9、172 ～ 179、181 ～ 210、213 ～ 24 3、245 ～ 250、252 ～ 270、272 ～ 27 6、278 ～ 298、300 ～ 310、317 ～ 31 9、325、329 ～ 333、338 ～ 345、34 8 ～ 369、371 ～ 400、403 ～ 733 回地方 公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和5年3月31日	3,303,546	3,402,175 (283,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F 2 1 1、F 2 4 4 回地方公共団体金融機構債券（変 動利付）	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第43～44、47～49、54、57～58、61 ～98、100～101 回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和5年2月22日	1,977,602	1,999,004 〔12,529百万米ドル〕 〔1,564百万豪ドル〕 〔3,880百万ユーロ〕 (435,075)	0.010 ～5.092	3年 ～15年
非政府保証債（外債） 第99 回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	-	3,730 〔25百万米ドル〕	変動	5年
縁故債 A 号第27 回～第158 回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～令和5年3月27日	2,110,000	1,960,000 (300,000)	0.069 ～1.020	10年
縁故債 B 号第1 回～第89 回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和5年3月27日	541,500	641,500	0.069 ～0.834	10年
縁故債 C 号第1 回～第89 回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和5年3月27日	715,500	845,500	0.190 ～1.453	20年
縁故債 D 号第1 回～第84 回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和5年3月27日	890,000	1,040,000	0.190 ～1.453	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	19,173,606	18,814,191	-	-
非政府保証公募債 20 年第1 回～第2 回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,979	84,982	2.07 ～2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,979	84,982	-	-
政府保証債（国内債） 15 年第4 回～第5 回公営企業債券	平成19年4月24日 ～平成19年7月18日	64,999	-	2.0 ～2.2	15年
非政府保証公募債 20 年第1 回～第25 回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,908	519,932 (99,995)	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30 年第1 回～第10 回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,921	189,927	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1 回～第3 回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	19,620	17,450 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	-	844,449	727,310	-	-
合 計	-	20,103,035	19,626,484	-	-

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,626,484百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債（外債）第43～44、47～49、54、57～58、61～98、100～101回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,335,910	2,012,996	2,069,380	1,367,846	1,782,405

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	86,200	0.529	令和5年5月29日～ 令和6年3月15日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	399,500	440,300	0.150	令和6年4月4日～ 令和22年3月16日
合 計	399,500	526,500	-	-

- (注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	86,200	83,400	88,000	104,500	140,000

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	59	54	59	-	54
役員賞与引当金	10	8	10	-	8
退職給付引当金	64	18	1	7	74
役員退職慰労引当金	15	9	6	1	15

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	682,675	68,890		50,000	-	701,566
合 計	2,882,675	68,890	-	50,000	-	2,901,566

(注)「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	19,997	-	16,410	-	923,873
合 計	920,287	19,997	-	16,410	-	923,873

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

令和 4 年度

地方公共団体金融機構
決 算 報 告 書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

令和4年度決算報告書

貸借対照表（令和5年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	23,483,686	23,300,200	△ 183,485	
有 価 証 券 及 び 現 金 預 け 金	992,573	1,244,337	251,764	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	1,713	1,016	△ 697	
そ の 他 資 産	5,128	5,748	620	
有形固定資産及び無形固定資産	6,354	5,026	△ 1,327	
資 産 合 計	24,489,454	24,556,329	66,875	
債 券	19,703,525	19,626,484	△ 77,040	
借 入 金	474,000	526,500	52,500	
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	81,357	171,013	89,656	
そ の 他 負 債	4,069	6,832	2,763	
賞 与 引 当 金	-	54	54	
役 員 賞 与 引 当 金	-	8	8	
退 職 給 付 引 当 金	-	74	74	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	15	15	
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	920,288	923,873	3,585	
基本地方公共団体健全化基金	920,288	923,873	3,585	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	2,907,472	2,907,523	51	
金 利 変 動 準 備 金	2,200,000	2,200,000	-	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	701,519	701,566	47	
利 差 補 て ん 積 立 金	5,953	5,957	4	
負 債 合 計	24,090,711	24,162,382	71,671	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	0	
利 益 剰 余 金	324,761	334,114	9,353	
一 般 勘 定 積 立 金	324,761	334,114	9,353	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 428	△ 14,579	△ 14,151	
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	57,809	57,808	△ 0	
純 資 産 合 計	398,744	393,946	△ 4,797	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,489,454	24,556,329	66,875	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 貸付金は、貸付額が予定を下回ったことによる減
- (2) 有価証券及び現金預け金は、貸付額が予定を下回ったことによる増
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産は、土地の売却等による減
- (4) 債券は、債券発行額が予定を下回ったことによる減
- (5) 借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増
- (6) 金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
- (7) その他負債は、未払金が予定を上回ったことによる増
- (8) 基本地方公共団体健全化基金は、公営競技納付金が想定を上回ったこと等による増
- (9) 一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増
- (10) 評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

令和4年度決算報告書

損益計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	206,919	217,989	11,070	
資 金 運 用 収 益	196,838	201,415	4,577	
貸 付 金 利 息	196,427	200,165	3,738	
有価証券利息及び預け金利息	0	67	67	
金利スワップ受入利息	-	1,017	1,017	
その他の受入利息	411	165	△ 245	
役 務 取 引 等 収 益	71	71	0	
そ の 他 業 務 収 益	-	81	81	
そ の 他 経 常 収 益	10,010	16,420	6,410	
地方公共団体健全化基金受入額	10,000	16,410	6,410	
そ の 他 の 経 常 収 益	10	10	0	
経 常 費 用	113,604	116,212	2,608	
資 金 調 達 費 用	106,508	109,678	3,170	
債 券 利 息	105,849	108,811	2,962	
借 入 金 利 息	659	787	128	
金利スワップ支払利息	-	79	79	
役 務 取 引 等 費 用	268	282	14	
そ の 他 業 務 費 用	2,467	2,424	△ 42	
営 業 経 費	4,361	3,826	△ 534	
人 件 費	964	893	△ 70	
業 務 費	2,135	1,745	△ 389	
そ の 他 の 営 業 経 費	1,262	1,187	△ 74	
経 常 利 益	93,315	101,776	8,461	
特 別 利 益	53,099	53,192	93	
固 定 資 産 処 分 益	-	133	133	
公庫債権金利変動準備金取崩額	50,034	50,000	△ 34	
利 差 補 て ん 積 立 金 取 崩 額	3,064	3,059	△ 4	
特 別 損 失	119,109	118,890	△ 218	
金 利 変 動 準 備 金 繰 入 額	-	-	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	69,075	68,890	△ 184	
国 庫 納 付 金	50,034	50,000	△ 34	
当 期 純 利 益	27,304	36,079	8,775	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- （1）貸付金利息は、金利が想定を上回ったこと等による増
- （2）金利スワップ受入利息は、予算では計上していなかったことによる増
- （3）地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増
- （4）債券利息は、金利が想定を上回ったこと等による増

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和5年5月29日

地方公共団体金融機構

理事長 佐藤 文俊 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊澤 賢司
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野 和也
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本 宜幸
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、会計監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
機構は、【金融商品に関する注記】に記載のとおり、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）をヘッジするために活用している金利スワップに対してヘッジ会計を適用している。 ヘッジ会計の適用に当たっては、【デリバティブ取引に関する注記】に記載のとおり、資金調達方法である債券及び長期借入金をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段として繰延ヘッジ処理を採用するとともに、ヘッジ有効性評価にあたっては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなし、有効性の判定に代えている。また、将来の債券発行をヘッジ対象として金利スワップ取引を行う場合には、当該債券発行が予定取引に該当するか否かを判断しヘッジ会計を適用している。 当事業年度において、繰延ヘッジ損益△14,579 百万円が貸借対照表に計上されている。 資金調達方法の多様化やリスク管理手法の高度化に伴い、金利リスク等に対処するためのデリバティブ取引も複雑になることが想定されるとともに、金利スワップにおける想定元本は、資金調達額（1件当たり数十億円から数百億円程度）と同額であり、取引規模と頻度を踏まえると、締結したデリバティブ取引が結果としてヘッジ会計の要件を満たしていなかった場合、デリバティブ取引の原則的な会計処理を行うこととなり、損益に対して大きな影響を与える可能性がある。 以上より、当監査法人は、パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用が、当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、機構のデリバティブ取引がヘッジ会計の適用要件を満たしていること等を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。 (1) <u>内部統制の整備・運用状況の評価</u> デリバティブ取引の締結及びヘッジ会計の適用に係る内部統制の整備・運用状況の評価した。 (2) <u>デリバティブ取引が漏れなく正確に把握されていることの検討</u> 機構が契約する全てのデリバティブ取引がデリバティブ取引の管理表に記録されていることを検討するために、以下を実施した。 ・ 期首にデリバティブ取引を締結する可能性がある相手先を決定した決裁文書の閲覧及び当該文書に記載された全ての相手先からの当事業年度末におけるデリバティブ取引の残高確認状の入手 ・ 入手した残高確認状にデリバティブ取引の管理表に記録されている取引以外の取引が記載されていないことの検討 ・ 機構が決定した相手先以外の金融機関から入手した残高確認状にデリバティブ取引が記載されていないことの検討 (3) <u>機構によるヘッジ有効性評価の検討</u> 機構が、繰延ヘッジ処理を採用している債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っていることを検討するために、以下を実施した。 ・ デリバティブ取引の管理表に記録された全ての金利スワップの想定元本及び契約期間が、ヘッジ対象たる債券及び長期借入金の元本金額及び償還期間（又は満期）と一致していることの検討 ・ 金利スワップの利息の受払条件が、債券及び長期借入金の固定利息を実質的に変動利息に変換するものとなっていることの検討 ・ 予定取引をヘッジ対象としている場合、金利スワップの利息の受払条件が、変動利息を固定利息に実質的に変換するも

	のとなっていることの検討 (4) <u>機構による予定取引の実行可能性等の評価の検討</u> ヘッジ対象となる将来の債券発行が、契約は成立していないが、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その実行される可能性が極めて高い予定取引であるという機構の判断の妥当性を評価するために、以下を実施した。 ・ 機構の過去の債券発行実績と貸付及び資金調達計画を閲覧、及び資金調達部署の担当者への質問 ・ ヘッジ対象となる将来の債券発行予定額が過去の一定期間の平均発行高の範囲内であり、かつ貸付からヘッジ対象となる将来の債券発行までの期間がおおむね1年未満であることの検討 (5) <u>ヘッジ会計の中止に係る会計処理の検討</u> 金利スワップについて、ヘッジ会計を中止した場合、解約時点の清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられ、ヘッジ対象の金利の調整として償却されていることを検討するために、以下を実施した。 ・ 解約することを相手先と合意した証憑の閲覧による、金利スワップが解約されていることと、解約時点の清算損益の検討 ・ 当該清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられていることの検討 ・ 繰延ヘッジ損益の償却金額の再計算による、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり純損益に配分されていることの検討
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

会計監査人は、監事と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、会計監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜決算報告書監査＞

監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第36条第1項及び第2項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算報告書に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算報告書監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算報告書又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不

正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記 1 に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 29 条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和 5 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和 5 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

地方公共団体金融機構

理事長 佐 藤 文 俊 様

令和4年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体金融機構法第18条第4項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施したところであり、その結果について次のとおり報告する。

1 監査の方法及び内容

監査計画に従って、幹部会議その他重要な会議に出席するほか、機構の事業計画の実施状況等業務運営全般について関係者から報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧するほか、今般、決算担当部署から令和4年度の財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要な説明を求めた。

また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とのコミュニケーションを図り、当該会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、当該会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要な説明を求めた。

2 監査の結果

（1）令和4年度の財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。

（2）会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和5年5月29日

地方公共団体金融機構

監 事 瀬 脇 一

監 事 大 森 正 明

令和4年度

地方公共団体金融機構事業の概況

地方公共団体金融機構

資料1

令和4年度事業の概況

※ 億円未満単位切捨て

貸付

	計 画	実 績
貸 付 金	1兆6,700億円	1兆5,885億円 (▲814億円)
貸付回収金	1兆8,201億円	1兆8,391億円 (+190億円)
貸付金残高	(令和3年度末) 23兆5,508億円	(令和4年度末) 23兆3,002億円 (▲2,506億円)

資金調達

	計 画	実 績
債券発行等	1兆8,000億円	1兆7,923億円 (▲77億円)
機構債(公募債)	1兆1,950億円	1兆1,353億円 (▲597億円)
〃(地共連等引受け)	5,300億円	5,300億円 (-)
長期借入	750億円	1,270億円 (+520億円)
償還金等	2兆1,426億円	2兆1,426億円 (-)
債券発行等残高	(令和3年度末) 20兆5,025億円	(令和4年度末) 20兆1,529億円 (▲3,495億円)

注1 資金調達のうち「債券発行等」及び「償還金等」は、発行価額ベース。

注2 令和4年度機構予算総則第1項に定める地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は2兆2,500億円。

令和4年度事業別貸付実績

(1) 一般会計債等

(単位：百万円)					
区 分	令和4年度末 貸付残高 (A)	令和3年度末 貸付残高 (B)	増減額 (A)-(B)	令和4年度 貸付実績額	対前年度 実績増減額
一般会計債					
公共事業等	519,483	514,950	4,533	43,316	10,108
公営住宅事業	195,513	208,574	▲ 13,061	10,992	▲ 475
全国防災事業	102,038	113,349	▲ 11,311	0	0
学校教育施設等整備事業	97,044	88,315	8,729	15,477	6,208
社会福祉施設整備事業	110,706	112,007	▲ 1,301	7,264	▲ 654
一般廃棄物処理事業	56,319	52,621	3,698	8,143	4,495
一般事業	80,654	83,297	▲ 2,643	5,314	330
臨時河川等整備事業	9,434	14,218	▲ 4,784	0	0
臨時高等学校整備事業	5,220	7,407	▲ 2,187	0	0
臨時地方道整備事業	260,923	377,327	▲ 116,404	0	0
地域活性化事業	90,178	84,235	5,943	12,481	5,394
防災対策事業	169,666	170,049	▲ 383	11,667	1,435
地方道路等整備事業	460,490	479,212	▲ 18,722	22,722	391
合併特例事業	1,085,652	1,096,861	▲ 11,209	79,163	▲ 12,239
緊急防災・減災事業	835,973	836,627	▲ 654	122,739	▲ 18,250
公共施設最適化事業	18,202	19,430	▲ 1,228	0	0
公共施設等適正管理推進事業	394,437	276,691	117,746	128,604	49,301
緊急自然災害防止対策事業	277,428	154,461	122,967	125,378	30,977
辺地対策事業	65	-	65	65	65
過疎対策事業	162,893	104,814	58,079	61,927	5,391
一般補助施設整備等事業	5,825	5,660	165	385	▲ 231
小 計	4,938,144	4,800,103	138,041	655,636	82,246
臨時財政対策債	5,962,785	6,022,554	▲ 59,769	283,819	▲ 259,969
減収補填債	522,968	526,388	▲ 3,420	0	▲ 458,513
合 計	11,423,897	11,349,045	74,852	939,455	▲ 636,237

(2) 公営企業債等

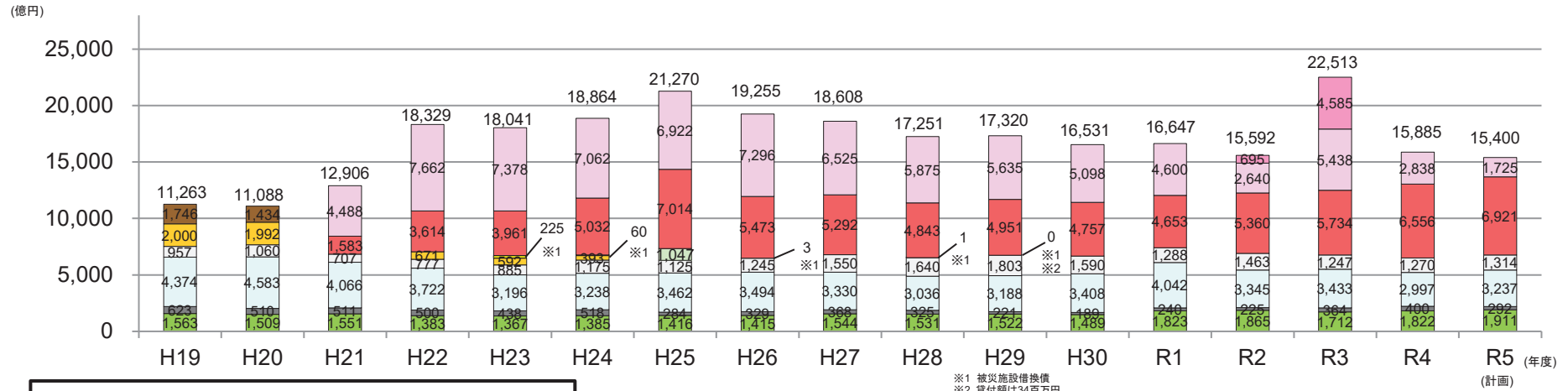
(単位：百万円)					
区 分	令和4年度末 貸付残高 (A)	令和3年度末 貸付残高 (B)	増減額 (A)-(B)	令和4年度 貸付実績額	対前年度 実績増減額
公営企業債					
水道事業（上水道）	2,746,372	2,812,933	▲ 66,561	176,038	11,100
（簡易水道）	223,486	230,477	▲ 6,991	6,242	▲ 52
交通事業（一般交通）	14,848	13,631	1,217	2,388	105
（都市高速交通）	697,961	721,402	▲ 23,441	37,668	3,540
病院事業	1,152,301	1,134,567	17,734	102,077	12,963
下水道事業	6,640,851	6,869,489	▲ 228,638	299,733	▲ 43,600
工業用水道事業	147,886	155,029	▲ 7,143	6,470	▲ 681
電気事業	47,967	49,045	▲ 1,078	4,086	▲ 3,031
ガス事業	18,065	23,910	▲ 5,845	860	170
港湾整備事業	35,218	36,411	▲ 1,193	2,207	28
介護サービス事業	17,777	18,267	▲ 490	1,750	408
市場事業	107,012	106,275	737	6,748	▲ 8,293
と畜場事業	6,397	7,108	▲ 711	130	▲ 242
観光施設事業	4,232	2,207	2,025	2,533	1,974
駐車場事業	8,800	10,036	▲ 1,236	177	▲ 921
産業廃棄物処理事業	46	86	▲ 40	0	0
小 計	11,869,219	12,190,874	▲ 321,655	649,107	▲ 26,532
公社貸付	7,085	10,901	▲ 3,816	0	0
被災施設借換債	0	0	0	0	0
合 計	11,876,304	12,201,775	▲ 325,471	649,107	▲ 26,532
総 計	23,300,200	23,550,819	▲ 250,619	1,588,561	▲ 662,770

※ 単位未満四捨五入のため、事業ごとの合計と小計、合計、総計が一致しないことがある。

貸付額の推移

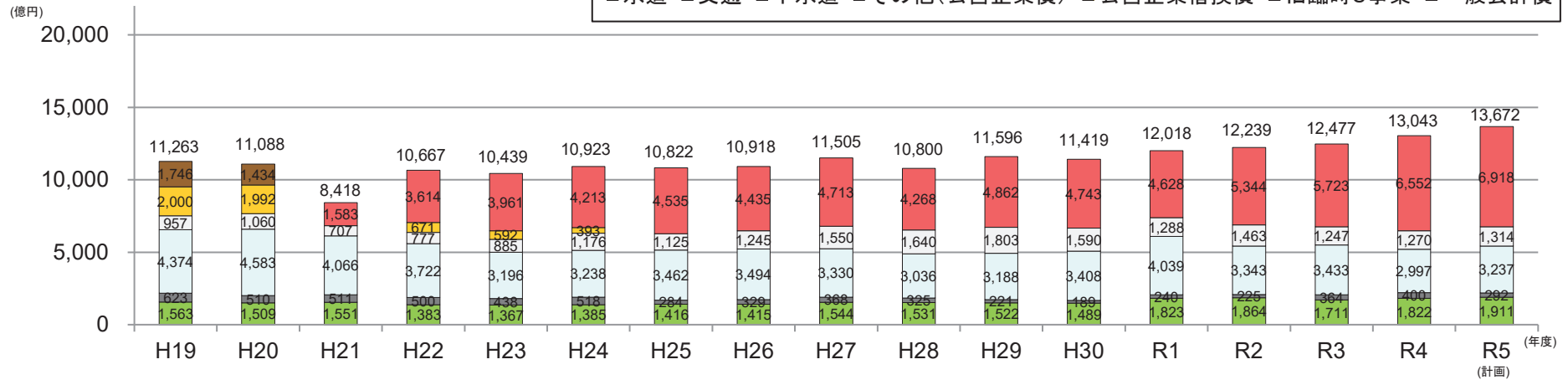
全体

■水道 ■交通 □下水道 □その他(公営企業債) ■公営企業借換債 ■被災施設借換債 ■特定被災地方公共団体借換債 ■旧臨時3事業 ■一般会計債 ■臨時財政対策債 ■減収補填債



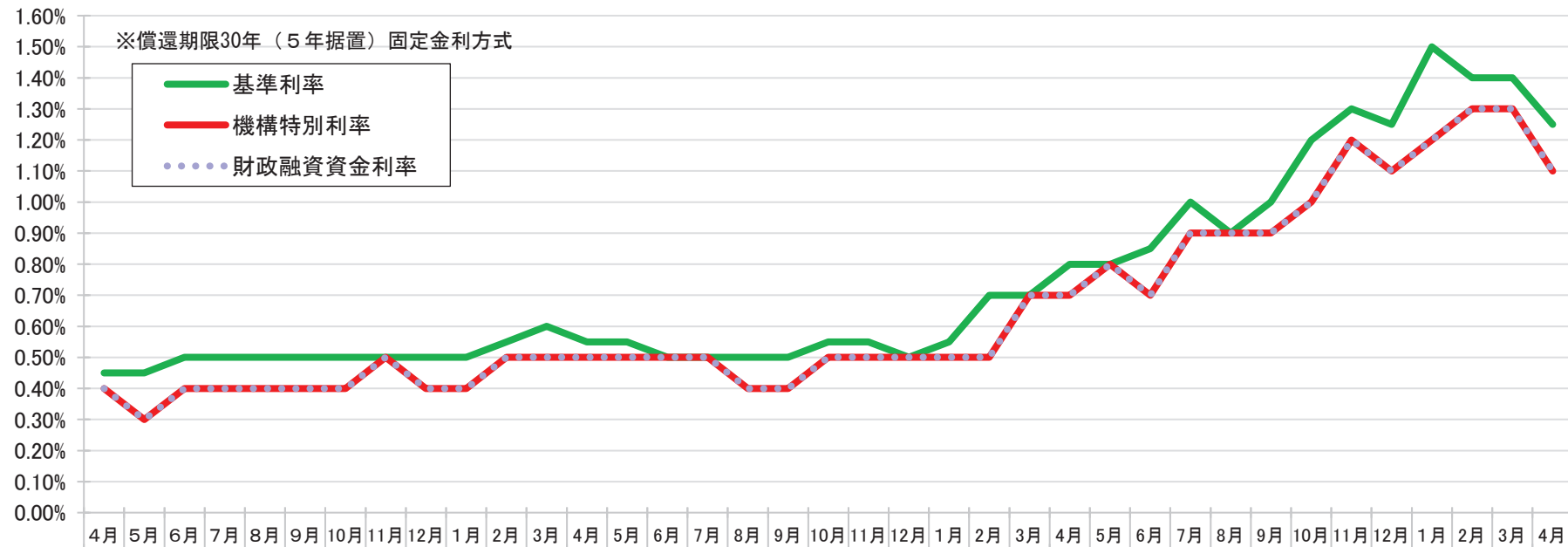
通常収支分(臨時財政対策債、減収補填債除き)

■水道 ■交通 □下水道 □その他(公営企業債) ■公営企業借換債 ■旧臨時3事業 ■一般会計債



貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。
(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。)



償還年限30年(5年据置) 固定金利の場合	R2年度												R3年度												R4年度												R5年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
機構資金利率改定日	4/22~	5/25~	6/24~	7/29~	8/26~	9/18~	10/28~	11/25~	12/23~	1/27~	2/22~	3/19~	4/21~	5/24~	6/28~	7/28~	8/25~	9/17~	10/27~	11/24~	12/22~	1/26~	2/22~	3/18~	4/26~	5/25~	6/28~	7/27~	8/24~	9/16~	10/26~	11/22~	12/21~	1/27~	2/24~	3/17~	4/26~
基準利率	0.450%	0.450%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.550%	0.600%	0.550%	0.550%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.550%	0.550%	0.500%	0.550%	0.700%	0.700%	0.800%	0.800%	0.850%	1.000%	0.900%	1.000%	1.200%	1.300%	1.250%	1.500%	1.400%	1.400%	1.250%
機構特別利率 ①	0.400%	0.300%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%	0.800%	0.700%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.200%	1.100%	1.200%	1.300%	1.300%	1.100%
財政融資資金利率 ②	0.400%	0.300%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%	0.800%	0.700%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.200%	1.100%	1.200%	1.300%	1.300%	1.100%
利差 ②-①	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%

令和4年度資金調達実績

1 地方金融機構債（政府保証のない債券）

（１）公募債

債券の種類	R4実績額	R3実績額	増減額
国内債	8,650億円	9,820億円	▲1,170億円
10年債	3,100億円	3,900億円	▲800億円
20年債	1,300億円	1,250億円	50億円
5年債	320億円	350億円	▲30億円
30年債	200億円	300億円	▲100億円
FLIP債	3,730億円	4,020億円	▲290億円
国外債	2,703億円	3,600億円	▲897億円
計	11,353億円	13,420億円	▲2,067億円

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠充当分を含めて計上。
※単位未満切り捨て

（２）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	R4実績額	R3実績額	増減額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円	—
10年債	1,500億円	1,500億円	—
20年債	1,500億円	1,500億円	—
地共済引受債	2,300億円	2,340億円	▲40億円
10年債	1,000億円	1,125億円	▲125億円
20年債	1,300億円	1,215億円	+85億円
計	5,300億円	5,340億円	▲40億円

※地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

2 長期借入

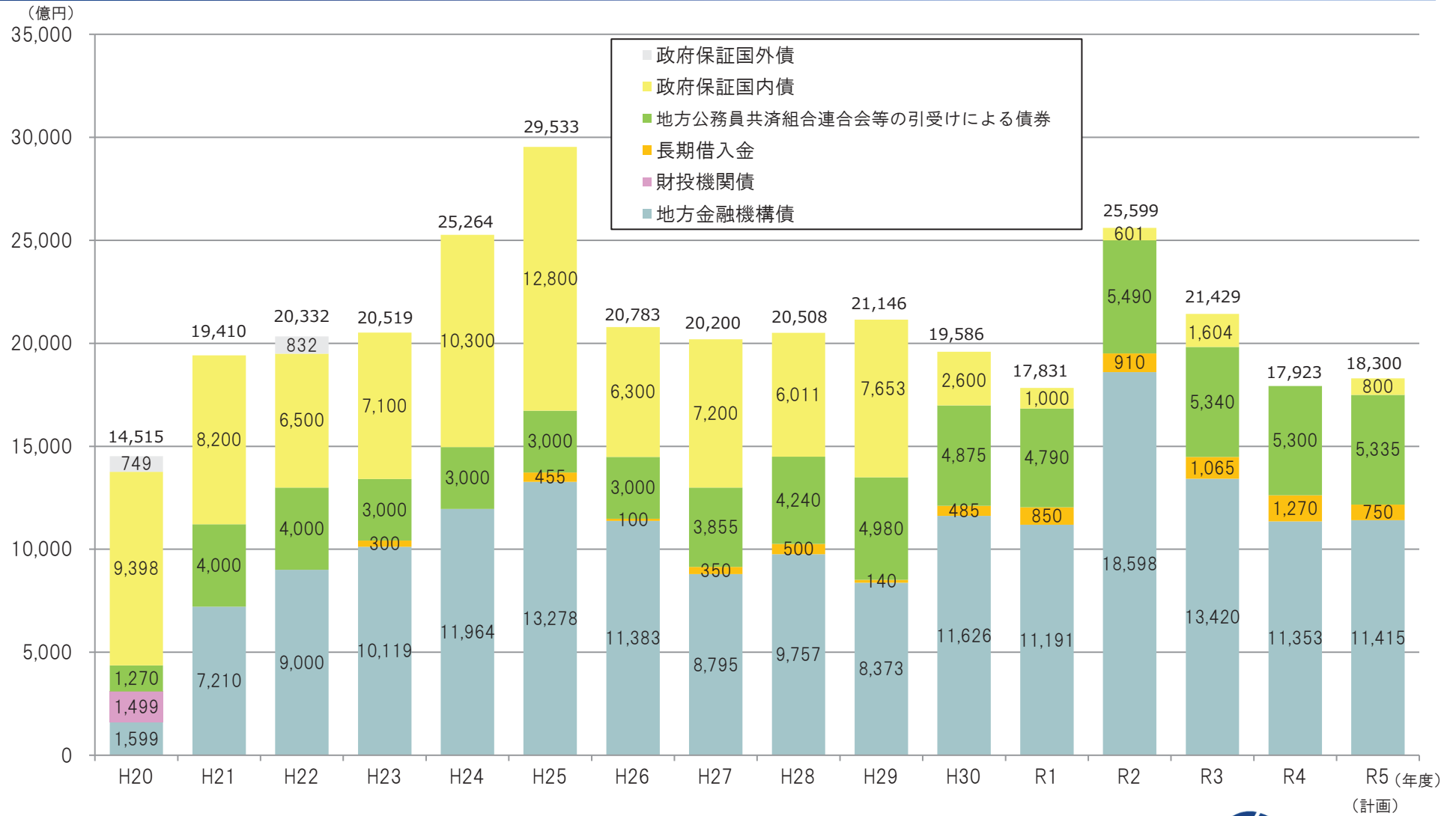
R4実績額	R3実績額	増減額
1,270億円	1,065億円	205億円

3 政府保証債

債券の種類	R4実績額	R3実績額	増減額
4年債	—	1,604億円	▲1,604億円

※単位未満切り捨て

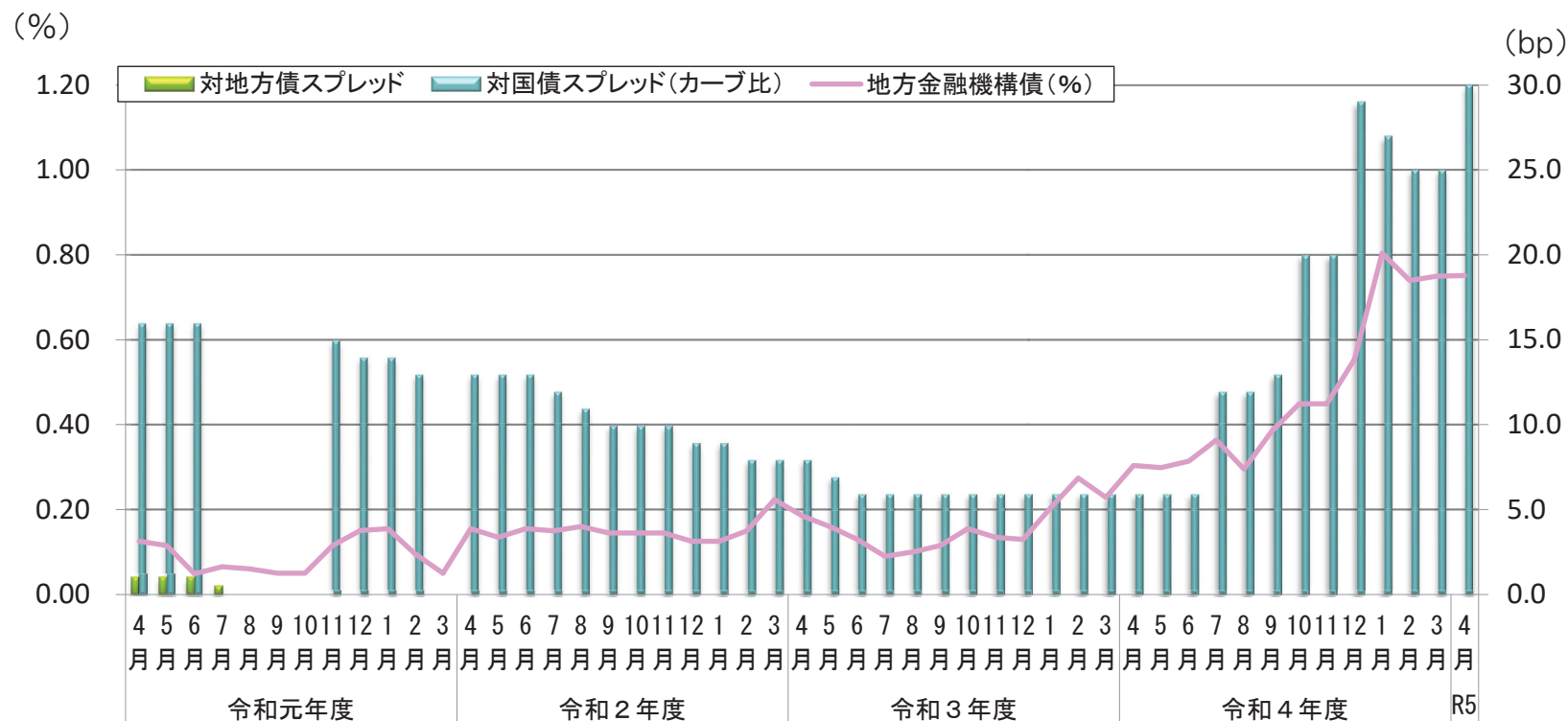
資金調達額の推移



地方金融機構債(10年債)のスプレッド推移

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第165回	令和5年 2月9日	200	0.740	25.0	0.0
第166回	令和5年 3月9日	240	0.750	25.0	0.0
第167回	令和5年 4月11日	300	0.751	30.0	0.0

令和5年度 10年債引受体制(五十音順)	
シ団①	SMBC日興証券、大和証券、野村証券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券
シ団②	岡三証券、ゴールドマン・サックス証券、しんきん証券、東海東京証券
シ団③	バークレイズ証券、BNPパリバ証券、BofA証券



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績による。
令和元年7～10月及び令和2年3月は下限利率にて条件決定。

地方金融機構債(5・20・30年債)のスプレッド推移

5年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第30回	令和3年11月 9日	150	0.001	—	0.0
第31回	令和4年 7月 6日	130	0.115	9.0	0.0
第32回	令和4年12月 8日	190	0.249	12.0	0.0

(注)第30回については絶対値にて条件決定。

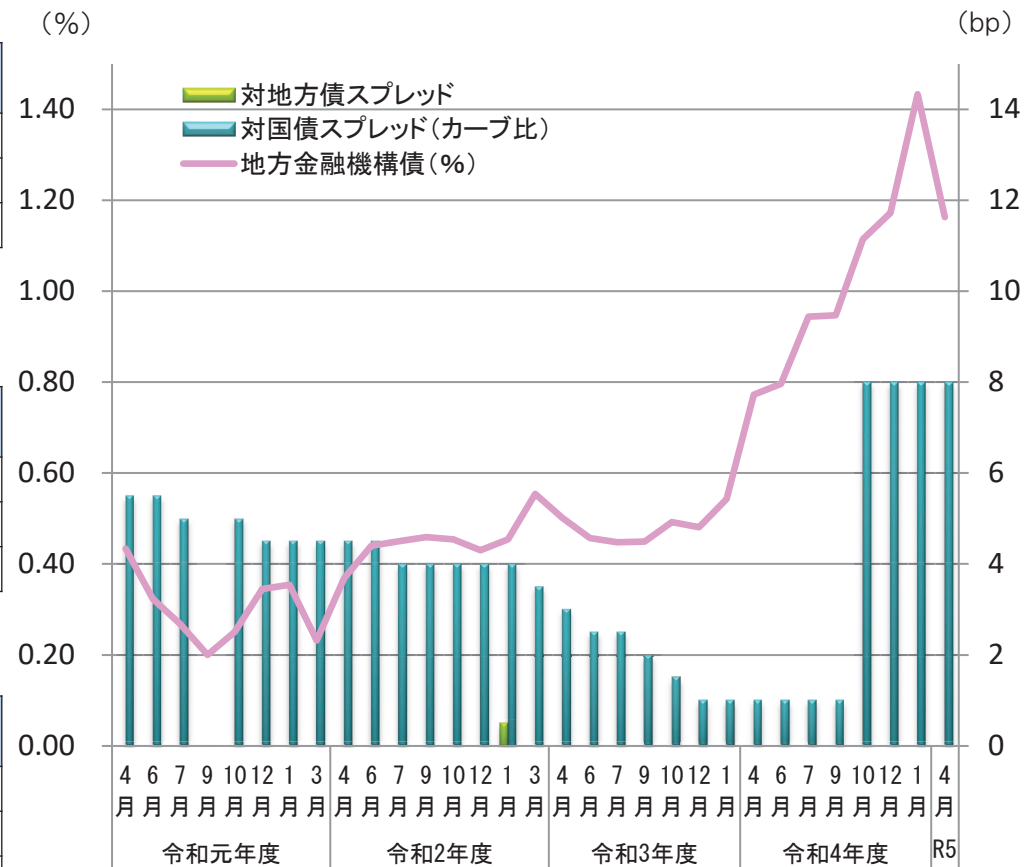
20年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第102回	令和4年 12月 8日	180	1.172	8.0	0.0
第103回	令和5年 1月12日	240	1.433	8.0	0.0
第104回	令和5年 4月11日	220	1.163	8.0	0.0

30年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対 国 債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第14回	令和3年11月 2日	100	0.736	5.0	0.0
第15回	令和4年 4月12日	100	1.055	5.0	0.0
第16回	令和4年10月 7日	100	1.467	10.0	0.0

20年債スプレッド推移グラフ



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。
「地方債」は、同月に条件決定をする地方債の発行実績による。
令和元年9月は下限利率にて条件決定。

令和4年度地方支援業務の実績(1)

 地方公共団体の健全な財政に寄与することを目指し、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズへ積極的に対応。地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを積極的かつきめ細かに展開するとともに、各種の調査・研究を進め、情報発信を実施。

事業		内容
調査研究	JFM・GRIPS連携プロジェクト	○教育事業：GRIPS春学期「地方財政特論」において全13回の講義を実施 ○調査研究事業：「新時代における地域に貢献するひとづくり」をテーマに調査研究会を4回実施。 スウェーデン、デンマーク、フランスの海外調査を実施。 6月、12月、2月にフォーラムを開催し、成果を発信
	地域金融に関する調査研究	○地域金融に関する調査研究 ○地方公共団体の資金運用等に関する実態調査
	地方財政等に関する調査等	○総務省との共同研究 「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」を立ち上げ、総務省と連携し、研究会を3回実施
	財政状況ヒアリング	○地方公共団体の財政運営上のニーズや課題に関するヒアリング調査を実施 【実績】71団体（うち14団体Web会議形式）
	その他	○諸外国の地方財政制度に関する調査研究への助成を実施 ○地方公共団体の先進事例に関する調査研究へ助成を実施
情報発信	先進事例検索システム	○地方公共団体の財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例等地方公共団体の関心の高い取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』を機構ホームページにおいて提供 【実績】掲載事例：1,622件（新たに地方公務員の働き方改革に関する事例を含め258件追加） 1か月当たりアクセス数：892件（年間計10,702件）
	財政分析チャート「New Octagon」	○市町村の財政状況を簡易に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供 【実績】1か月当たりアクセス数：748件（年間8,981件） ○活用方法に関するeラーニングコンテンツを開発
	その他の情報発信	○地方支援業務の取組や成果をホームページや広報媒体により発信 ○地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約した「情報プラットフォーム」のページをホームページで公開 ○各種研修会で使用したテキスト、金融データ及び経済指標データ等をホームページで公開し、広く提供

令和4年度地方支援業務の実績(2)

事業		内容
人材育成・実務支援	経営・財務マネジメント強化事業	○個別団体の課題に対応するため、個別市区町村へアドバイザーを派遣 【実績】申請件数：723件 派遣回数：1,912回
	eラーニング	○遠隔地や小規模な地方公共団体も含め広く効果が及ぶようeラーニングによる研修コンテンツを開発・提供 【実績】・配信講義数：32講義（うちアーカイブ化：7講義） ・のべ申込者数：8,055人 ・eラーニング用独自コンテンツ（R4年度開発分）：5講義 （地方債制度、自治体職員のための簿記・公会計（導入編Ⅱ、公会計制度の活用、地方公営企業法の適用）市町村職員のための財政分析～入門編～）
	JFM地方財政セミナー JFM地方公営企業セミナー	○地方公会計の推進、公共施設の適正管理、地方公営企業会計の適用拡大や経営戦略の策定など、地方公共団体にとって関心の高いテーマのセミナーを開催 【実績】JFM地方財政セミナー 30人（集合形式）、334人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー 28人（集合形式）、419人（eラーニング） 公営企業特別トップセミナー 67人（集合形式）、452人（オンライン形式）
	行財政研修会東京セミナー	○地方公共団体の首長や幹部職員を対象に「コロナ後の地域づくり」をテーマとしたセミナーを開催 【実績】集合形式、動画配信（オンデマンド）
	資金調達入門研修	○初めて資金調達に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】84人（集合形式）、1,599人（eラーニング）
	資金運用入門研修	○初めて資金運用に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】80人（集合形式）、1,803人（eラーニング）
	宿泊型研修	○資金調達・運用について基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的に実施 ・7月全国市町村国際文化研修所（2泊3日） 39人 ・9月市町村職員中央研修所（2泊3日） 35人
	出前講座	○財政運営や資金調達・資金運用など地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施 【実績】42件（講師派遣26件、オンライン形式16件）
	実務支援	○地方公共団体の抱える具体的な課題や疑問の解決に向け専門的なアドバイスを実施 【実績】58件（講師派遣、来訪4件、オンライン形式2件、電話・メール52件）

令和4年度

地方公共団体金融機構決算の概要

地方公共団体金融機構

利益の状況 [機構全体]

- ◇ 令和4年度の**経常利益は1,017億円**で、前年度に比べ、85億円の減少(▲7.7%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を118億円上回ったこと等が要因
- ◇ **当期純利益は360億円**で、前年度に比べ、38億円の増加(+11.8%)。一般勘定の当期純利益が増加したことが要因

科 目	R4決算(A)	R3決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	2,179億円	2,358億円	▲178億円
貸 付 金 利 息	2,001億円	2,214億円	▲212億円
そ の 他	178億円	144億円	33億円
経 常 費 用	1,162億円	1,255億円	▲93億円
債 券 利 息	1,088億円	1,182億円	▲93億円
そ の 他	74億円	73億円	0億円
経 常 利 益	1,017億円	1,103億円	▲85億円
特 別 利 益	531億円	436億円	94億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	500億円	400億円	100億円
利差補てん積立金取崩額	30億円	36億円	▲6億円
固定資産処分益	1億円	—	1億円
特 別 損 失	1,188億円	1,217億円	▲28億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	688億円	817億円	▲128億円
国 庫 納 付 金	500億円	400億円	100億円
当 期 純 利 益	360億円	322億円	38億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [一般勘定]

- ◇ 令和4年度の**経常利益は359億円**で、前年度に比べ、36億円の増加(+11.4%)。健全化基金受入額が前年度より27億円増加したこと等が要因
- ◇ **当期純利益は360億円**で、前年度に比べ、38億円の増加(+11.8%)

科 目	R4決算(A)	R3決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	1,257億円	1,245億円	12億円
貸 付 金 利 息	1,076億円	1,097億円	▲20億円
金利スワップ受入利息	10億円	2億円	7億円
健全化基金受入額	164億円	136億円	27億円
その他の他	6億円	8億円	▲1億円
経 常 費 用	898億円	922億円	▲24億円
債券利息	782億円	804億円	▲21億円
借入金利息	7億円	5億円	2億円
その他の業務費用	24億円	28億円	▲4億円
営業経費	38億円	33億円	4億円
基金管理勘定繰出金	42億円	48億円	▲6億円
その他の他	2億円	2億円	0億円
経 常 利 益	359億円	322億円	36億円
特 別 利 益	1億円	—	1億円
固定資産処分益	1億円	—	1億円
特 別 損 失	—	—	—
当 期 純 利 益	360億円	322億円	38億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

利益の状況 [管理勘定]

- ◇ 令和4年度の**経常利益は658億円**で、前年度に比べ、122億円の減少(▲15.7%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を119億円上回ったこと等が要因
- ◇ 地方公共団体金融機構法等の規定に基づき、利益の範囲内で公庫債権金利変動準備金への繰入を行ったため、令和4年度の当期純利益はゼロ

科 目	R4決算(A)	R3決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	967億円	1,166億円	▲198億円
貸 付 金 利 息	924億円	1,117億円	▲192億円
基 金 一 般 勘 定 繰 入 金	42億円	48億円	▲6億円
そ の 他	0億円	0億円	▲0億円
経 常 費 用	309億円	385億円	▲76億円
債 券 利 息	305億円	377億円	▲72億円
そ の 他	3億円	7億円	▲3億円
経 常 利 益	658億円	780億円	▲122億円
特 別 利 益	530億円	436億円	93億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	500億円	400億円	100億円
利差補てん積立金取崩額	30億円	36億円	▲6億円
特 別 損 失	1,188億円	1,217億円	▲28億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	688億円	817億円	▲128億円
国 庫 納 付 金	500億円	400億円	100億円
当 期 純 利 益	—	—	—

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [機構全体]

- ◇ 令和4年度末現在の**資産総額は24兆5,563億円**で、前年度末に比べ、2,785億円の減少(▲1.1%)
- ◇ 貸付金が2,506億円減少したこと等が要因

科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
貸 付 金	23兆3,002億円	23兆5,508億円	▲2,506億円
有 価 証 券	7,470億円	9,200億円	▲1,730億円
現 金 預 け 金	4,973億円	3,534億円	1,438億円
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	10億円	8億円	2億円
そ の 他 資 産	57億円	61億円	▲4億円
有 形 固 定 資 産	27億円	25億円	2億円
無 形 固 定 資 産	22億円	9億円	12億円
合 計	24兆5,563億円	24兆8,348億円	▲2,785億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

資産の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和4年度末現在の一般勘定における資産総額は20兆4,069億円で、前年度末に比べ、5,142億円の増加(+2.6%)
- ◇ 令和4年度末現在の管理勘定における資産総額は4兆7,506億円で、前年度末に比べ、7,916億円の減少(▲14.3%)

	科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	貸 付 金	19兆1,532億円	18兆6,115億円	5,416億円
	有 価 証 券	7,470億円	9,200億円	▲1,730億円
	現 金 預 け 金	4,973億円	3,534億円	1,438億円
	金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	10億円	8億円	2億円
	そ の 他 資 産	33億円	32億円	0億円
	有 形 固 定 資 産	27億円	25億円	2億円
	無 形 固 定 資 産	22億円	9億円	12億円
	合 計	20兆4,069億円	19兆8,926億円	5,142億円
管 理 勘 定	貸 付 金	4兆1,469億円	4兆9,393億円	▲7,923億円
	そ の 他 資 産	24億円	29億円	▲5億円
	一 般 勘 定 貸	6,012億円	6,000億円	11億円
	合 計	4兆7,506億円	5兆5,422億円	▲7,916億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [機構全体]

- ◇ 令和4年度末現在の負債総額は24兆1,623億円で、前年度末に比べ、3,043億円の減少(▲1.2%)
- ◇ 負債の大半を占める債券は前年度末に比べ、4,765億円の減少。当期償還額が発行額を上回ったこと等が要因
- ◇ 公庫債権金利変動準備金は、500億円の国庫納付を行った一方で、借換益等688億円を繰り入れた結果、前年度末に比べ、188億円の増加

科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
債 券	19兆6,264億円	20兆1,030億円	▲4,765億円
借 入 金	5,265億円	3,995億円	1,270億円
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,710億円	1,474億円	235億円
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	9,238億円	9,202億円	35億円
金 利 変 動 準 備 金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	7,015億円	6,826億円	188億円
利 差 補 て ん 積 立 金	59億円	90億円	▲30億円
そ の 他	69億円	47億円	21億円
合 計	24兆1,623億円	24兆4,667億円	▲3,043億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

負債の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和4年度末現在の一般勘定における負債総額は20兆707億円で、前年度末に比べ、4,884億円の増加(+2.5%)
- ◇ 令和4年度末現在の管理勘定における負債総額は4兆6,928億円で、前年度末に比べ、7,916億円の減少(▲14.4%)

	科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	債 券	15兆6,438億円	15兆3,131億円	3,307億円
	借 入 金	5,265億円	3,995億円	1,270億円
	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,710億円	1,474億円	235億円
	地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	9,238億円	9,202億円	35億円
	金 利 変 動 準 備 金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
	管 理 勘 定 借	6,012億円	6,000億円	11億円
	そ の 他	42億円	19億円	23億円
	合 計	20兆707億円	19兆5,823億円	4,884億円
管 理 勘 定	債 券	3兆9,825億円	4兆7,899億円	▲8,073億円
	公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	7,015億円	6,826億円	188億円
	利 差 補 て ん 積 立 金	59億円	90億円	▲30億円
	そ の 他 負 債	26億円	28億円	▲1億円
	合 計	4兆6,928億円	5兆4,844億円	▲7,916億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

純資産の状況

- ◇ 令和4年度末現在の純資産総額は3,939億円で、前年度末に比べ、258億円の増加(+7.0%)
- ◇ 金利スワップ取引に係る評価損益等である繰延ヘッジ損益が前年度末から102億円減少した一方で、一般勘定の当期純利益360億円を積立金として計上したことが要因

科 目	令和4年度末現在(A) (R5.3.31)	令和3年度末現在(B) (R4.3.31)	増 減((A)-(B))
地方公共団体出資金	166億円	166億円	—
一般勘定積立金	3,341億円	2,980億円	360億円
管理勘定利益積立金	578億円	578億円	—
繰延ヘッジ損益	▲145億円	▲43億円	▲102億円 うち金利スワップ期中解約分 ▲102億円 うち繰延ヘッジ取崩分 0億円
合 計	3,939億円	3,681億円	258億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

(参考)

(単位:億円)

令和4年度決算における主要勘定の状況

【貸付金】

前 残 ①	期 末 高	貸付額 ②	回収額 ③	期 末 残 高 ① + ② - ③
235,508		15,885	18,391	233,002

【債券】

前 残 ①	期 末 高	発行額 ②	償還額等 ③	期 末 残 高 ① + ② - ③
201,030		16,653	21,418	196,264

【地方公共団体健全化基金】

前 残 ①	期 末 高	納付金 ②	基金組入額(+) 基金取崩額(▲) ③	期 末 残 高 ① + ② + ③
9,202		199	▲164 (注)	9,238

利下げ 所要額 ①	基金 運用益 ②	② - ①
225	61	▲164

(注) 利下げ所要額に基金運用益を充当した残余である。(右表参照)

【金利変動準備金・公庫債権金利変動準備金】

	前 残 ①	期 末 高	取 崩 額 ②	繰 入 額 ③	期 末 残 高 ① + ② + ③
金利変動準備金	22,000		—	— (注)	22,000
公庫債権金利変動準備金	6,826		▲500	688	7,015

【利差補てん積立金】

前 残 ①	期 末 高	取 崩 額 ②	期 末 残 高 ① - ②
90		30	59

(注) 関係法令の規定に基づき算出した金利変動準備金の積立限度額(当該期末における一般勘定の貸付金残高の1,000分の100)を前期末残高が超えているため、繰入れを行っていない。

※ 単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合がある。

令和 4 年度

内 部 統 制 報 告 書

地方公共団体金融機構

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和5年5月26日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 佐藤 文俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和5年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和5年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以 上

意見書

令和5年6月15日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

記

1. 令和4年度においては、引き続き全国的に喫緊の課題である防災・減災対策の推進やインフラの更新、公共施設等の適正管理、辺地・過疎対策に積極的に対応した貸付けを実施するなど、地方公共団体の政策ニーズに柔軟に応えることができたものと認められる。

また、市場環境の不透明な状況が続く中、市場の動向に応じて、国外債の発行やF L I P 債、長期借入の効果的な活用に取り組むほか、グリーンボンドを発行して幅広い投資家を取り込むなど、多様な手法を活用した機動的な資金調達ができたと評価する。

更に、地方支援業務については、地方公共団体の政策ニーズを踏まえながら、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施するなど地方財政に関する調査研究等を実施したほか、総務省との共同事業である地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業における支援対象の拡充、e ラーニングの新規コンテンツの作成、出前講座や実務支援等における Web 会議システムの活用など、調査研究、人材育成・実務支援及び情報発信において充実した取組を実施したものと評価する。

2. 議案「令和4年度決算」については、極めて厳しい低金利環境が続く中、上記の取組等を通じ一定の当期純利益を確保しており、評価ができるものである。

3. 今後の業務運営に際しては、以下の点について留意していただきたい。

- (1) 金融市場や物価の動向が大きく変化している環境下においても、資金調達や貸付けなど必要な業務を適切に遂行できるよう万全を期すとともに、地方公共団体が抱える課題等を踏まえ、各事業の実施に当たり、柔軟かつ適切に対応していくこと。

地方公共団体に対し長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、政策的に対応する必要がある防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の脱炭素化に関する事業や、上・下水道、病院等住民生活に密接に関連した社会資本整備に関する事業、更には地域活性化の観点等から重要である辺地・過疎対策事業等を支援すること。

各国における景気や物価の動向に応じた財政政策及び金融政策の影響による市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとするように努めること。また、多様な年限やE S G 投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、不安定な市場環境下で安定的な資金調達を機動的に行うよう努めるとともに、グリーンボンドに関しては、地方公共団体のS D G s に関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。

また、投資家から発行体自身のE S G の取組状況の開示を求める声が高まっていることを踏まえ、機構におけるサステナブルな社会の創造に向けた基本的な取組姿勢や

具体的な取組内容について分かりやすく発信するよう努めること。

更に、地方支援業務については、大学等の専門機関等と相互の強みを活かし、連携して調査研究を実施し、その成果を広く発信するとともに、地方公共団体を取り巻く厳しい環境や政策ニーズを的確に把握すること。個別市町村等に対する経営・財務マネジメントの強化等について、総務省及び都道府県と連携して、丁寧できめ細かい支援を行うこと。更に、引き続き、遠隔地や小規模の市町村に対する支援の強化の観点からも、eラーニングやWeb会議システムの活用等に積極的に取り組むこと。

- (2) 令和6年度の政府予算編成等において、機構が引き続き安定した資金調達を行い、地方公共団体の政策ニーズに応えた資金を融通できるようにするため、地方債計画における機構資金の所要額の計上に努めること。

また、地方交付税の総額確保のため、令和5年度に1,000億円を、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するための財源の確保のため、令和2年度から5年間で総額2,300億円を、上下水道コンセッションの導入を促進する財源の確保のため、平成30年度から6年間で総額15億円以内を国に帰属させることとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

令和5年6月15日

地方公共団体金融機構経営審議委員会
委員長 三谷 隆博

地方公共団体金融機構
理事長 佐藤 文俊 殿

議案 2

会計監査人の選任について（案）

地方公共団体金融機構法第37条第2項の規定により、令和5年度の財務諸表等に係る会計監査人に次の者を選任する。

名 称	E Y 新日本有限責任監査法人
事務所所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
代 表 者	理事長 片倉 正美

第40回経営審議委員会意見書(R5. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況	担当
貸付け	長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新、地方単独事業のうち政策的に対応する必要性が高い防災・減災対策、公共施設等の適正管理対策及び脱炭素化推進、住民生活に密着した公営企業等、さらには地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野である辺地・過疎対策等、地方の課題に対応した様々な事業に対する必要な資金の貸付けを的確に行うこと。	貸付けについては、社会インフラの整備・更新に加え、喫緊の課題である緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業や、住民生活に密着した公営企業等への貸付けのほか、辺地・過疎対策など地方公共団体が実施する地域の課題に対応した様々な事業に対し、必要となる資金の貸付けを行ってきた。 令和5年度地方債計画においては、新たに脱炭素化推進事業が貸付対象とされたほか、学校教育施設等整備事業債、辺地・過疎対策事業債、下水道事業債における機構資金が増額されており、引き続き地方のニーズに応じた貸付けを的確に行って参りたい。	融資部
資金調達	各国における景気や物価の動向に応じた財政政策及び金融政策の影響による市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとするように努めること。また、多様な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、不安定な市場環境下で安定的な資金調達を機動的に行うよう努めるとともに、グリーンボンドに関しては、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。	資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、長期借入も効果的に活用している。 国内債については、定例債(10年・20年・5年・30年)の安定的な発行に努めるとともに、フレックス枠や、投資家需要に応じて柔軟に発行するFLIP債を活用し、投資家動向に対して機動的・弾力的に対応することとしている。(日銀の新体制における政策修正の思惑やシリコンバレー銀行の破綻等欧米発の金融不安などを背景とした不透明な市場環境においても、4月・5月発行の定例債(10年・20年・30年)については、いずれの年限においても、地方債と同一の条件での発行となっている。また、FLIP債についても、様々な年限での投資家需要に応え、計680億円を発行した。) 国外債については、市場環境や投資家需要に応じて通貨や年限を柔軟に選択しつつ、起債時期を見極めながら、ベンチマーク債を継続的に発行していきたいと考えており、4月に米ドル建て5年債を10億米ドル発行した。 引き続き、市場環境や投資家のスタンスの変化を的確に把握するとともに、IRを効果的に実施し、市場からの信認の強化及び低コストで安定的な資金調達に努めてまいりたい。 グリーンボンドに関しては、昨年度に引き続き、貸付けを行った地方公共団体の協力を得て、年内にレポートを公表する予定であり、こうした情報発信の取組を継続することで、地方公共団体のSDGsに関連する施策の促進を図ってまいりたい。 また、国内債でのグリーンボンドの発行についても、他の発行事例の状況を踏まえて調査・検討を実施するなど、令和6年度における発行の可能性を含め検討を進める予定である。 加えて、地方公共団体金融機構自体のSDGsの取組として、令和5年4月に理事長を委員長とし役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置したほか、サステナビリティに関する取組みについての基本的な方針としてサステナビリティポリシーを策定した。このような体制の下、サステナビリティに関する取組みの推進や年次報告書等での情報開示の充実など、部署を横断して取り組んでまいりたい。	資金部
地方支援	地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境や政策ニーズを的確に把握し、個別市区町村等の経営・財務マネジメントの強化について、総務省及び都道府県と連携して、積極的かつきめ細かく支援すること。また、大学等の専門機関と相互の強みを活かして連携を図りつつ、国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究に総合的かつ中長期的に取り組むとともに、その成果を広く発信すること。さらに、遠隔地や小規模な市町村に対する支援の強化の観点からも、eラーニング等のICT技術を引き続き積極的に活用すること。	地方公共団体を取り巻く環境や政策ニーズについては、アンケート調査、地方財務状況調査、出前講座、実務支援などの様々な機会を利用して、よりの確な把握に努めている。 特に重要な課題である市区町村を中心とした地方公共団体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援については、総務省との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」により、個別団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣し、丁寧できめ細かい支援を実施している。 国内外の地方財政制度や地域金融等の調査研究については、国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに中長期的に取り組むほか、諸外国の地方財政制度、地域金融、地方財政等に関する調査研究に、国や専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組んでいる。得られた知見や先進事例等の成果については、フォーラム等の開催やホームページなどの各種広報媒体等を活用して発信し、地方公共団体へ還元している。 ICT技術の活用については、セミナーや研修等に関するeラーニングの活用、出前講座や実務支援等におけるWeb会議システムの活用などに積極的に取り組んでいる。 以上の地方支援業務の取組を通じ、引き続き、地方公共団体の財政の健全性の確保のために必要な支援を充実・強化して参りたい。	地方支援部

第40回経営審議委員会意見書(R5. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況	担当
予算編成等	公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方交付税等の地方公共団体の財源の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。	これまで、地方公共団体向け広報誌等による周知や証券会社等の市場関係者に対して個別に説明を行ってきたところ。 また、公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、地方交付税の総額確保のため、令和5年度に1,000億円を帰属させること、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で、総額2,300億円を帰属させること、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源確保について、旧資金運用部資金の同繰上償還の実績に応じた額を帰属させることは、機構の順調な経営状況を踏まえたものであり、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないことについて、あらゆる機会をとらえて適時・適切に説明を行うよう努めて参りたい。	経営企画部

令和4年度末貸付債権残高の状況

1 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高の分類

○財政再生・財政健全化団体への貸付残高は、地方公共団体への貸付残高総額の0.03%

○貸付残高を有する財政再生・財政健全化団体は、1団体

(前年度1団体から増減なし)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	団体数	令和4年度末 貸付残高	割合	団体数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	74	0.03%	1	72	0.03%	0	2	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,158	232,856	99.97%	2,163	235,326	99.97%	-5	-2,470	0.00%
都道府県 市区町村 一部事務組合等 合計	2,159	232,931	100.00%	2,164	235,399	100.00%	-5	-2,468	

2 地方公営企業への貸付残高の分類

○貸付残高を有する経営健全化企業は2企業該当あり

(前年度1企業から1企業増)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	事業主体数	令和4年度末 貸付残高	割合	事業主体数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	2	714	0.60%	1	765	0.62%	1	-50	-0.03%
健全企業	4,482	118,688	99.40%	4,485	121,731	99.38%	-3	-3,043	0.03%
合計	4,484	119,403	100.00%	4,486	122,497	100.00%	-2	-3,094	

(注)・事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。

・令和3年度末貸付残高及び令和4年度末貸付残高は、1の内数である。

3 地方道路公社への貸付残高の分類

○要注意先は1公社該当あり

(前年度3公社から2公社減)

(単位:億円)

自己査定による債務者区分	公社数	令和4年度末 貸付残高	割合	公社数	令和3年度末 貸付残高	割合	増減		
							公社数	貸付残高	割合
要注意先	1	16	23.01%	3	26	24.63%	-2	-10	-1.62%
正常先	7	54	76.99%	8	82	75.37%	-1	-27	1.62%
合計	8	70	100.00%	11	109	100.00%	-3	-38	

■地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和4年度末残高)

(単位:百万円)

	自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	銀行法及び金融再生法 に基づく債権
機構 には 該 当 な し	破綻先 0 実質破綻先 0 破綻懸念先 0 要注意先 0 (要管理先に相当※2)		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0 危険債権 0 要管理債権 0 三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
機構 貸 付 債 権	地方道路公社の内訳 要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2) 1,630 (0.01%) 正常先(7公社) 5,457 (0.02%) 地方道路公社(8公社) 7,088 (0.03%) 地方公共団体 (非区分※3) 23,298,724 (99.97%)	全債権 非分類(※3) 23,305,813	全債権 正常債権 23,305,813
総計 23,305,813			

- (注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。
2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和3年度決算の数値を用いて区分している。
3. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金及び未収利息である。
4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、「銀行法に基づくリスク管理債権」及び「金融再生法に基づく開示債権」を「銀行法及び金融再生法に基づく債権」として記載している。

【参考】

- ※1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。)に準じて独自に定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。
- ※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。
- ※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

令和4年度 貸付予定又は機構債権残高を有する 団体・公営企業の財務審査結果

1 基本方針

令和4年度に貸付予定の地方公共団体・地方公営企業及び機構債権残高を有する地方公共団体・地方公営企業を対象として、融資審査実施要領に基づき、「地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の経営状況の堅実性」、「償還の確実性」を確認するため、必要な財務審査を実施した。

2 財務審査の実施方法

- 令和3年度決算における財政再生団体、財政健全化団体又は経営健全化企業のうち、令和3年度末に機構債権残高を有する先及び令和4年度に貸付予定のある先について、ヒアリング及び財務審査票を作成し、財政再生計画等の進捗状況を確認。
- 令和3年度決算では1団体・2企業が財務審査対象（前年度は1団体・1企業）。

<財務審査対象一覧>

（単位：億円）

区分	団体名・公営企業名	令和3年度末 貸付残高	令和4年度 借入申込	令和4年度末 貸付残高
財政再生団体（1）	北海道夕張市	72	有	74
財政健全化団体	—	—	—	—
経営健全化企業（1）	京都府京都市（高速 鉄道事業）	765	有	710
	宮崎県串間市（病院 事業）	4	無	4

財務審査の実施方法

【事前準備】

対象団体・企業につき財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画を確認。

【財務審査】

- ◇ 調査票作成依頼及びヒアリング、必要に応じ現地訪問
- ◇ 相手方：市 町 村＝当該団体の起債同意・許可権者（道府県）、当該団体
政令指定都市＝当該団体

財務審査結果<概況>

- 財務審査対象先である夕張市の財政再生計画は総じて順調に進捗していること。また、京都市高速鉄道事業は令和3年度に経営健全化計画を策定し、計画的に資金不足解消に向けて取り組んでいること。以上のことから、令和4年度貸付予定先に対する機構資金の新規貸付は可能と判断した。

なお、串間市病院事業は令和4年12月に経営健全化計画を策定し資金不足解消に向けて取り組むこととしており、新規貸付は可能と判断するが、令和4年度は貸付予定なし。

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

○ 公営企業・第三セクター等の経営改革

- ・ D X ・ G X の取組
- ・ 経営戦略の改定・経営改善
- ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
- ・ 上下水道の広域化等
- ・ 第三セクターの経営健全化

○ 公営企業会計の適用

○ 地方公会計の整備・活用

○ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行 (公共施設マネジメント)

○ 地方公共団体の D X

- ・ 情報システムの標準化・共通化
- ・ マイナンバーカードの利活用の推進 等

○ 首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業のみ）

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円・約1,400件の派遣を想定（参考：令和4年度 約2.17億円・723件(実績値)）

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和4年度の実績

◆令和4年度においては、723件について支援決定を行い、1,900回を超える派遣を実施。

(1) 支援件数・派遣実施回数・対応したアドバイザー

支援の方法	支援件数					派遣 実施回数	対応した アドバイザー
	事業全体	公営企業の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画		
課題対応 アドバイス事業	368件	197件	39件	63件	69件	1,163回	177人
課題達成支援事業	234件	67件	47件	25件	95件	592回	113人
啓発・研修事業	121件	44件	34件	27件	16件	157回	77人
計	<u>723件</u>	308件	120件	115件	180件	<u>1,912回</u>	※ <u>185人</u>

※ 複数事業に派遣されているアドバイザーがいるため、計は合わない。

(2) 派遣形式

対面・集合	オンライン
1,488回 (78%)	424回 (22%)

(3) 謝金・旅費支払額

謝金	旅費	合計
182百万円	35百万円	約 <u>217百万円</u>

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和5年度の状況

- ◆ 総務省と当機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について、令和5年度の第1次募集を行い、4月14日に435件の支援を決定。
- ◆ 順次アドバイザーの派遣を進めるとともに、引き続き、第2次・第3次の募集・支援決定を行う。

●募集期間

第1次募集期間	2月28日（火）～ 3月31日（金）	支援決定：	4月14日（金）
第2次募集期間	4月 3日（月）～ 6月30日（金）	支援決定：	7月下旬予定
第3次募集期間	7月 3日（月）～ 10月31日（金） 予定	支援決定：	11月下旬予定

●【第1次募集分】支援件数

支援の方法	支援件数					
	事業全体	公営企業の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画	公共団体DX
課題対応 アドバイス事業	275件	155件	26件	34件	40件	20件
課題達成支援事業	88件	26件	4件	27件	17件	14件
啓発・研修事業	66件	22件	22件	13件	7件	2件
トップセミナー	6件	5件	0件	0件	0件	1件
計	<u>435件</u>	208件	52件	74件	64件	37件

eラーニングについて

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、令和3年度にeラーニングシステムを構築。集合研修における講義等を配信するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計等に関する研修コンテンツを開発・配信。

eラーニングシステムの概要

- 手続きはすべてWeb上で実施
- 受講料は無料
- 受講者ごとに必要な講義を選択可能(複数可)
- 確認テスト・アンケート機能あり
- 修了証書の発行、管理者による受講管理が可能(団体内の職員研修の一環としても活用できる)

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

マイレーム 目次 コース情報 学習成績 ガイダンス

資金運用のリスクと管理 (実践編)
資金運用のリスクと管理 (実践編)
チャプター1 預金のリスクと管理 (1)

2. 預金保険制度①

○預金保険制度～金融機関が破綻した場合、預金者の預金などを保護するための保険制度

■保険料は機構の運営委員会にて決定
【財相と金融庁長官の審判可】

■保険事故がなければ、保険料の一部が金融機関に返還されることもある

年度	決着用預金	一般預金等
H27・28年度	0.054%	0.043%
H29年度	0.049%	0.036%
H30年度	0.046%	0.033%
H31・R1年度	0.045%	0.032%
R2年度	0.045%	0.031%

【参考】貯金保険制度

【参考】銀行の預金の相殺規定の例

Point

- ・動画とテキストが連動
- ・チャプター機能を活用して視聴したいページへ簡単に移動
- ・必要なところを繰り返し視聴可能

令和4年度の実績

- 年度当初の4月から申込みを開始。4月は基礎的な講義を配信し、8月以降に順次、集合研修での講義をeラーニング用にコンテンツ化したものや機構開発独自コンテンツを配信。
- 基本制度に関するもの、地方公会計の活用や公営企業会計の適用といった政策課題に対応するもの、地方公共団体の資金調達・資金運用に関するものなど、幅広いテーマの講義を配信。また、令和3年度に配信した先進自治体の取組事例に関する講義はアーカイブ化し、8月より動画コーナーで配信。
- 申込者は全講義の合計でのべ約8,000人。小規模団体や島嶼部からの申込者も見受けられた。

令和5年度の実施内容

受講者の御意見などを踏まえ、以下のとおり改善・充実を図りつつ、実施していく。

(1) 利便性の向上

- ・倍速設定を充実
- ・高画質化
- ・お問い合わせ機能を追加
- ・一部の講義に字幕を追加

(2) コンテンツの充実

- ・令和3年度に開発した講義をブラッシュアップ
- ・集合研修での講義をコンテンツ化するとともに、引き続き「簿記・公会計」や「財政分析」などに関する新たなコンテンツを開発し配信
- ・令和4年度の配信した先進自治体の取組事例は、いつでも視聴できるようアーカイブ化し配信

サステナビリティに関する取組について

令和5年6月

報告5

足下の状況

- 足下の市場においては、ESG投資の規模が年々拡大
- 投資家の関心は資金使途やレポートなど債券そのものに付随する事項にとどまらず、ESG債を発行する発行体自身のESGに関する取組全般に対してまで及ぶように変化
- 上記のような潮流を踏まえ、より分かりやすく、積極的な情報発信・開示に取り組んでいるところ

サステナビリティに関する取組

◆体制の整備

○サステナビリティポリシーの策定（→参考1）

- ・機構のサステナビリティに関する事項について基本的な方針を策定
- ・事業全体を通じて、「環境への配慮」、「社会的責任の実践」、「強固なガバナンス」といったESGの観点を盛り込み、地域社会の持続的な発展に貢献することを規定
- ・地方公共団体や投資家との対話、財務情報・非財務情報の積極的な開示を規定

○サステナビリティ委員会の設置

- ・理事長を委員長とし役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置
- ・機構のサステナビリティに関する事項全般を審議
- ・サステナビリティ対応ワーキンググループ(WG)において具体的な取組を検討、調査研究

サステナビリティに関する取組

◆情報開示の充実

○有価証券報告書に類する書類におけるサステナビリティに関する開示(→参考2)

- ・社内環境整備方針や人材育成方針等に基づく取組の戦略、年次有給休暇取得率など、サステナビリティに関する非財務情報を開示

○ディスクロージャー誌における「価値創造ストーリー」等の掲載(→参考3)

- ・機構の事業活動を通じ地域社会において創造する価値を明瞭に開示(価値創造ストーリー)
- ・貸付事業のページに、関連するSDGsの各目標を表示(SDGsマッピング)

サステナビリティに関する取組

＜今後の取組＞

○サステナビリティに関する章・ページの作成

- ・機構HPやAnnual Reportにおいて、機構のサステナビリティに関する取組が投資家に対して分かりやすく伝わるような開示を工夫
- ・年次有給休暇取得率等の労働環境に関する指標、環境負荷低減に資する機構自体の取組などの開示を検討
- ・その他、投資家の投資判断に資するような情報開示についてサステナビリティ委員会やWGで審議、検討



地方公共団体金融機構サステナビリティポリシー

令和5年6月

地方公共団体金融機構

1.はじめに

- ・本ポリシーは地方公共団体金融機構(JFM)のサステナビリティに関する事項について基本的な方針を定める。

2.実施体制

- ・理事長を委員長とし全役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置
- ・委員会ではJFMのサステナビリティに関する取組全般を審議

3.基本方針

- ・JFMの使命及び経営理念の下、貸付け、資金調達、地方支援業務といった事業全体を通じてESGの観点を盛り込み、地域社会の持続的な発展に貢献

3.1環境への配慮

3.1.1.環境改善に資する事業への貸付け

- ・下水道事業や水道事業をはじめとした環境改善効果等のある各種事業への貸付け
- ・貸付原資としてグリーンボンドを活用

3.1.2.事業所における取組み

- ・節電の励行やグリーン調達の促進など環境負荷の低減に資する取組みの推進

3.2社会的責任の実践

3.2.1.地域社会の持続的な発展

- ・住民生活に密接に関わる幅広い行政サービスを提供する地方公共団体に対する長期・低利の資金の融通や、抱える課題に関する調査研究、支援を行い、持続可能な地域社会の実現に貢献

3.2.2.資本市場への貢献

- ・公共債市場における基幹的な発行体として資本市場の健全な発展に貢献

3.2.3.包摂的で活力ある職場環境

- ・各種ハラスメントの禁止、仕事と生活の調和、自主性・チャレンジ精神を尊重した人材育成

3.3.強固なガバナンス

3.3.1.組織体制

- ・地方公共団体の代表者等からなる代表者会議を最高意思決定機関とする自律的・主体的な経営体制
- ・各専門分野に高い見識を有する者等からなる経営審議委員会や外部監査などによるチェック機能を通じた強固なガバナンス

3.3.2.人権尊重・法令遵守

- ・人権の尊重、法令・倫理規範等の遵守、違反への迅速かつ適切な対処

4.対話とディスクロージャー

4.1.地方公共団体との対話

- ・地方公共団体との対話を通じて政策ニーズを把握・分析し、事業へ反映

4.2.投資家との対話

- ・国内外の投資家との建設的な対話の実施

4.3.適切なディスクロージャー

- ・積極的な情報開示による市場からの信認の維持・強化及び透明性の確保

地方公共団体金融機構 サステナビリティポリシー



令和5年6月
地方公共団体金融機構

1.はじめに

このポリシーは、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）のサステナビリティに関する事項について、基本的な方針を定めるものです。機構の行う全ての事業活動等は、本ポリシーに沿って実施されます。

このポリシーにおいて、機構のサステナビリティに関する事項とは、持続可能な地域社会の実現に対する機構の貢献に加え、機構の事業活動における ESG（環境・社会・ガバナンス）への配慮を含む概念です。

2.実施体制

機構のサステナビリティに関する取組全般を審議する主体として、サステナビリティ委員会を設置しています。サステナビリティ委員会は理事長を委員長とし、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されます。

サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しを行うため、気候変動対応など「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権など「社会」に関する事項及び倫理や法令遵守など「ガバナンス」に関する事項について、審議を行います。

3.基本方針

機構は、その使命及び経営理念の下、地方公共団体への貸付け、資金調達及び地方支援業務といった事業活動を行うに当たり、事業内容はもとより事業実施方法も含め、事業全体を通じて ESG の観点を盛り込むことにより、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指します。

〈機構の使命〉

機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金の共同調達機関として、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、地方公共団体に対して、長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の政策ニーズに応じたきめ細かな支援を実施することを通じて、地方公共団体の健全な財政運営や住民の福祉の増進、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

〈経営理念〉

- 1 地方の政策ニーズへの積極的な対応
- 2 資本市場における確固たる信認の強化
- 3 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

3.1.環境への配慮

3.1.1.環境改善に資する事業への貸付け

機構は、国の策定する地方債計画に基づき、下水道事業や水道事業をはじめとした環境改

善効果等のある各種事業について、地方公共団体への貸付けを行います。その際、貸付原資の調達手段としてグリーンボンドをはじめとしたサステナブルファイナンスを活用することにより、ESG 投資を行う投資家からの資金を、地域社会における環境改善の取組みにつなげ、環境問題の解決に向けた好循環の創出に貢献します。

3.1.2.事業所における取組み

事業所における節電の励行やグリーン調達（環境負荷の少ない物品等の購入）の促進、その他環境負荷の低減に資する取組みを通じて、環境への配慮に努めます。

3.2.社会的責任の実践

3.2.1.地域社会の持続的な発展

日本の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、住民生活に密接に関わる行政サービスを広く提供しています。地方公共団体が、安定的かつ持続的に行政サービスを提供することを担保するため、国によるマクロ・ミクロでの地方公共団体の財源（地方税、地方交付税、地方債等）の保障を行う地方財政制度が設けられています。機構は、地方債資金の共同調達機関として、地方財政制度の一翼を担っており、地方公共団体の安定的な行財政運営に欠かせない存在となっています。

このような制度の下、機構は、地方債計画に基づいた地方公共団体に対する長期かつ低利の資金の融通を通じて、社会福祉の維持向上、災害に強いまちづくり、脱炭素化をはじめとした環境に優しいまちづくり等の持続可能な地域社会の実現に貢献します。

また、機構は、地方公共団体の良き相談相手として、地方の政策ニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした地方公共団体の抱える諸課題について、必要な調査、研究及び支援を行い、その課題の解決に寄与することにより、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

3.2.2.資本市場への貢献

機構は、地方債資金の共同調達機関として、必要な資金を安定的に資本市場から調達するため、多様な調達手段を活用し、資本市場のニーズに合致した機動的かつ弾力的な対応を行います。その中で、公共債市場における基幹的な発行体としてのプレゼンスを高め、資本市場の健全な発展に積極的に貢献します。

3.2.3.包摂的で活力ある職場環境

機構がその使命を長期的に果たし、持続可能な地域社会の実現に貢献するためには、機構自身が持続可能な組織であることが重要です。そこで、機構では、全ての職員が生き生きと安心して働くことのできる環境を整えるため、人権の尊重、差別的行為や各種ハラスメントの禁止、仕事と生活の調和等に関する取組みを推進し、職員の心身の健康維持・向上に配慮

します。

また、職員の自主性やチャレンジ精神を尊重した人材育成により、誰もが働きがいを感じ、活躍することのできる組織風土を築きます。同時に、性別、年齢、障がいの有無等に関わらず、多様な背景を有する人材が、それぞれの有する知識・経験を相互に共有し高めあい、能力を最大限に発揮することのできる職場環境を提供します。

3.3.強固なガバナンス

3.3.1.組織体制

機構は、全ての地方公共団体の出資により設立された地方共同法人にふさわしい経営の確保のため、地方公共団体の代表者等からなる代表者会議を最高意思決定機関として設置し、出資者である地方公共団体自らが責任をもって自律的かつ主体的に経営を行う体制を確立しています。また、適切なリスク管理や地方行財政、経済、金融、法律、会計に関して高い見識を有する者等からなる経営審議委員会や外部監査など、様々なチェック機能を通じた強固なガバナンス体制を構築しています。そのような体制の下、健全かつ良好な財務体質を維持することを通じて、資本市場からの信認を将来にわたって確保するよう努めます。

3.3.2.人権尊重・法令遵守

機構は、全ての事業活動において、人権の尊重、各種法令・倫理規範等の遵守を実践します。万が一違反が見られた場合においても、コンプライアンス委員会の設置など、迅速かつ適切な対処を行うことのできる体制を構築しています。

4.対話とディスクロージャー

4.1.地方公共団体との対話

機構は、地方共同法人として地方公共団体とともに持続的に発展することを目指して、多様なチャンネルでの対話を行い、地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、事業に反映していきます。

4.2.投資家との対話

機構は、公共債市場における基幹的な発行体として、国内外の投資家との建設的な対話を行い、市場の期待に応えることに努めます。

4.3.適切なディスクロージャー

機構の事業の円滑な遂行は、資本市場をはじめとした外部からの信認の上に成り立っています。機構は、この信認の維持・強化のために、財務情報及びサステナビリティに関する事項をはじめとした非財務情報の積極的かつ適時適切な開示により、透明性の確保に努めます。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

1. ガバナンス

・サステナビリティに関する取組姿勢

JFMでは、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、経営理念（p〇参照）に基づきサステナビリティに関する取組みを推進するため、「サステナビリティポリシー」を策定しています。貸付け、資金調達、地方支援のそれぞれの業務においてESG（環境・社会・ガバナンス）の観点をより意識するとともに、情報開示の充実にも取り組んでまいります。

・実施体制

JFMでは、サステナビリティに関する取組みの推進のため、2023年4月に「サステナビリティ委員会」を新設しました。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しをはじめとして、気候変動対応などの「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権などの「社会」に関する事項、倫理及び法令遵守など「ガバナンス」に関する事項などについて、審議を行ってまいります。同委員会は、理事長を委員長として、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されています。また、具体的な取組みについて検討、調査研究を行うため、同委員会の下にサステナビリティ対応ワーキンググループを設置しています。

2. リスク管理

JFMでは、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するために、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクについて、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けています。これにより、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行い、リスク管理の内容を適切に経営判断に反映できる体制を構築しています。

3. 戦略

・人的資本に関する取組

JFMでは、持続的かつ安定的な業務遂行のため、職員ひとりひとりが能力を最大限発揮することができるための職場環境の整備と計画的な人材の育成に取り組んでいます。社内環境整備方針や人材育成方針に基づき、誰もが働きやすい安全で健康的な職場環境を提供するとともに、多様な人材が有機的に連携し、各々が成長を実感することのできる職場を提供するための取組みを推進してまいります。

・気候変動への対応

JFMでは、グリーンボンド等の発行や地方公共団体の環境性能の向上を伴う設備更新等への貸付け、執務室における節電の取組みなどを通じて、GHG排出削減や気候変動への適応策に取り組めます。具体的な取組内容については、サステナビリティ委員会での審議を通じて決定してまいります。

4. 指標と目標

目標		指標
項目	目標値	令和4年度
全労働者に占める 女性比率	令和8年度末までに 40%以上	33.3% (令和4年4月時点)
女性管理職比率	令和8年度末までに 5%以上	(参考) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 33.3% (令和4年4月時点)

年次有給休暇取得率	令和8年度末までに 75%以上	67.9% (令和4年1月1日～12月31日)
電気使用量の削減等のGHG排出 を削減する取組みの推進	—	(参考) 令和4年度電気使用量：101,602.9kwh
グリーンボンド等の継続発行	—	(直近の状況) 令和2年2月 5億ユーロ 令和3年2月 5億ユーロ 令和4年1月 7.5億米ドル 令和5年2月 5億ユーロ

▶JFMの価値創造ストーリー

使命 Mission

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

経営理念

地方の政策ニーズへの積極的な対応

資本市場における確固たる信認の強化

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

多様な資本を
活用して

地方公共団体の政策ニーズ等に
幅広く対応した事業活動を通じて

地域社会において様々な価値を創造

財務資本

- ▶ 地方共同法人としての
強固な財務基盤

知的資本

- ▶ 豊富な貸付実績
- ▶ 旧公庫時代から蓄積したノウハウ

人的資本

- ▶ 多種多様なバックグラウンド
を有する専門人材

社会・関係資本

- ▶ 公的機関としての役割
- ▶ 国や地方公共団体との連携

貸付

P.26

地方公共団体向けの
長期・低利貸付

上下水道・
病院・交通事業等

資金調達

P.41

多様な手段を
活用した
安定的な調達

地方支援

P.45

地方公共団体の
良き相談相手

地方公共団体の
政策ニーズに応じた
きめ細かな支援

事業基盤

- ▶ ガバナンス体制
- ▶ リスク管理
- ▶ コンプライアンス
- ▶ 人材育成/ダイバーシティ

地方公共団体の健全な財政運営の制度的担保

- 地方財政制度(地方交付税、地方債等)
- 財政健全化法制

地方公共団体の安定的な財政運営や
地域社会の持続的な発展に貢献

- ▶ 地方公共団体の事業資金の確保
 - 住民の暮らしの向上
 - 社会インフラの維持
 - 災害に強いまちづくり
 - 環境に優しいまちづくり
- ▶ 資本市場の健全な発展
 - ▶ 地方公共団体の
課題解決力の向上
 - ▶ 働きやすい職場環境の実現

関連する
SDGs





貸付事業を通じた サステナブルな街づくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。

機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への貸付けを通じ、地域の環境維持改善やサステナブルな街づくりに寄与しています。

■ 機構の貸付事業例及びSDGsとの関連性

下水道事業



地方公共団体が経営する下水道事業、集落排水事業等
令和4年度貸付実績 781団体 2,997億円



松尾浄化センター（長野県飯田市）

交通事業

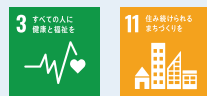


地方公共団体が経営するバス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等の交通事業
令和4年度貸付実績 12団体 401億円



熊本市交通局0800系超低床車（熊本県熊本市）

病院事業



地方公共団体が経営する病院、診療所、その他の医療施設による病院事業
令和4年度貸付実績 225団体 1,021億円



兵庫県立粒子線医療センター付属 神戸陽子線センター（兵庫県神戸市）

緊急防災・減災事業



地方公共団体が実施する災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備事業
令和4年度貸付実績 899団体 1,227億円



佐賀地区津波避難タワー（高知県黒潮町）

教育・福祉施設等整備事業



地方公共団体が実施する学校、幼稚園等の教育施設や、児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の整備事業
令和4年度貸付実績 235団体 227億円



郷野小学校（青森県弘前市）

地域活性化事業



地方公共団体が実施する地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成の推進に資する事業
令和4年度貸付実績 141団体 125億円



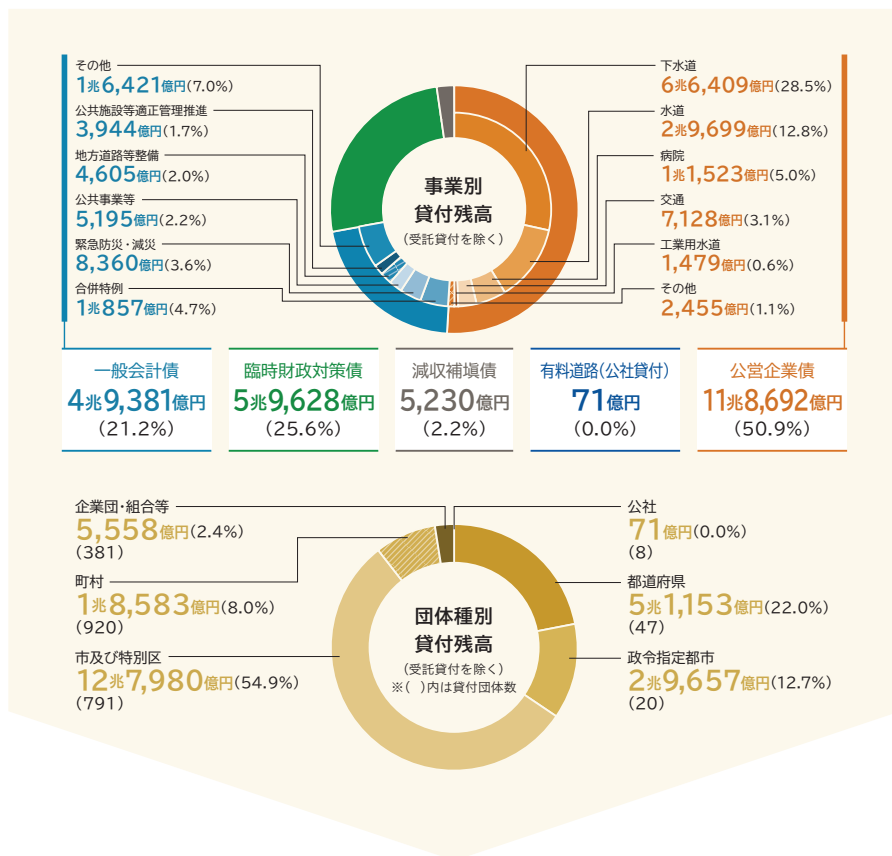
プロシードアリーナHIKONE（滋賀県彦根市）

※SDGsとは？ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと196項目の具体的なターゲットを設定しています。

3. 事業別・団体種別貸付残高

令和4年度末の貸付残高は23兆3,002億円で、これを事業別にみると下水道事業が6兆6,409億円で最も多く全体の28.5%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆9,628億円で25.6%、水道事業が2兆9,699億円で12.8%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和4年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,167団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆6,563億円で最も多く全体の62.9%を占めています。次いで、都道府県が5兆1,153億円で22.0%、政令指定都市が2兆9,657億円で12.7%となっており、残り5,628億円が企業団・組合等及び公社で2.4%となっています。



令和4年度末貸付残高

23兆3,002億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

5 貸付対象事業の紹介

水道事業 (令和4年度貸付額 1,823億円)

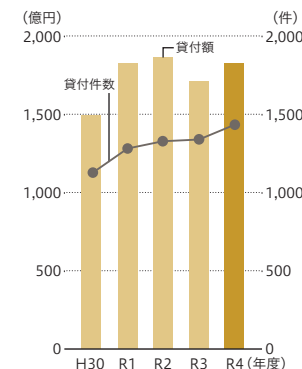


水道事業：金田配水場（千葉県木更津市）

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

令和3年度において地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む）は、1,787事業あり、年間約134億m³の給水を行っており、令和3年度末における給水人口は約1億2,281万人となっています。

水道普及率は、令和3年度末で97.5%となっています。



※写真は融資事業の例ですので、令和3年度に貸し付けた事業とは限りません。

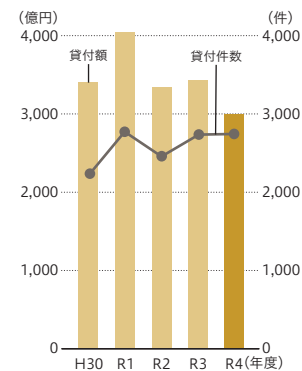
下水道事業（令和4年度貸付額 2,997億円）



下水道事業：塩尻市浄化センター（長野県塩尻市）

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

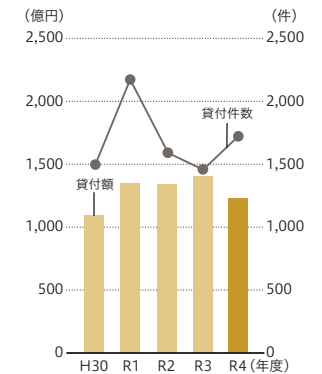
令和3年度において地方公共団体が経営する下水道事業は、3,605事業あり、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理水量の合計）は約152億㎡、令和3年度末における現在処理区域内人口は1億505万人、汚水処理人口普及率は92.6%となっています。



緊急防災・減災事業（令和4年度貸付額 1,227億円）



緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸付対象となっています。



臨時財政対策債（令和4年度貸付額 2,838億円）

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

